

プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(IV)

片岡幸雄*

目次

まえがき

- 一 改革・開放政策探索の二つの源流
- 二 文革収束から党第11期3中全会までの経済運営
- 三 党第11期3中全会から1984年までの経済運営
- 四 農副産品, 物資, 工業品買付・分配・流通管理体制の改革(以上第27巻第2号)
- 五 経済計画管理機構の全体的調整と改革(第30巻第3・4号)
- 六 対外経済政策転換の具体化
 - 1 貿易体制改革の始動—貿易計画体制と計画遂行システム(第31巻第3号)
 - 2 新たな観念としての外資利用構想にもとづいて編成される枠組と新試行(本号)

六 対外経済政策転換の具体化

2 新たな観念としての外資利用構想⁽¹⁴⁰⁾にもとづいて編成される枠組と新試行

(一) 改革・開放前における外資利用

改革・開放政策への転換後の外資利用について述べる前に, 建国から改革・開放前の期間における外資利用について概観しておこう。

周知のように, この時期中国はきわめて特殊な形で, 中国にとっては大きな意義をもったが, 限られた規模の外資の導入・利用を行った。その根本的背景と理由, 基本的姿勢については別著をご覧いただくとして, ここでは再度繰り返さない⁽¹⁴²⁾。

建国後対立する東西両陣営の世界政治経済構造の中で, 外資利用は先ず50年代ソ連を主として経済・軍事協力の形で, またいくつかの東欧の国と合弁企業の形で進められた。

* 広島経済大学経済学部教授

今日では中国でも外資利用と呼ばれているが、当時は社会主義国間の経済関係はプロレタリア国際主義に基づく相互援助関係と認識されており、ソ連との経済・軍事協力も当然ながらそのように認識されていた、この形の今日いうところの外資利用について、現時点までの研究によって総括すれば、ソ連から供与されたプラント設備プロジェクトと借款援助額は、合せて約34億7百万新ルーブルとみられる。プラント設備プロジェクトは約18億新ルーブル⁽¹⁴⁴⁾、借款援助が約16億7百万新ルーブルとみられる。ドル換算では約17億9千万ドル規模にあたる。前者は記帳外貨(ルーブル)⁽¹⁴⁵⁾貿易信用を含む貿易であり⁽¹⁴⁷⁾、後者は借款であるから、有利子で、その支払は等価の物資でもって支払われた。⁽¹⁴⁸⁾中心をなすのは、所謂304プラント設備プロジェクトと64の単独工場装備契約といわれるものである⁽¹⁴⁹⁾。これらの借款によって、中国の156の工業企業の新設と拡張が行われた。⁽¹⁵⁰⁾これらは、冶金、機械、自動車、石炭、石油、電力、通信、化学等の工業分野にわたる。⁽¹⁵¹⁾

1964年中国は50年代のソ連からの借款と利息を、一年繰り上げすべて返済し、1961年にソ連から供与された借款と協定貿易上の未履行部分⁽¹⁵²⁾を、65年10月までにすべて清算したといわれている。⁽¹⁵³⁾

中国とソ連の間では、1950年7月以降中ソ民用航空合弁公司(期限10年)、中ソ石油合弁公司(新疆ウイグル自治区ウルムチ、期限30年)、中ソ有色金属・レアメタル公司(同ウルムチ、期限30年)、中ソ造船合弁公司(大連、期限25年)の4公司が合弁で立ち上げられた。これらはいずれも双方50%の持ち分とされた。これら合弁4公

(140) 外資導入概念とは区別して、中国は改革・開放後一貫して“外資利用”という概念を使用している(従来の『中国対外経済貿易年鑑』、2004年版から改名された『中国商務年鑑』でも一貫して“外資利用”という総括概念を使用している)。中国の研究者も外資導入(中国語では引進外資)という用語を使用しているし、筆者もこの用語を使用しているが、この用語は積極的に引き込むという意味が含まれており、政策遂行実務上使用される用語のように思われる。

(141) 因に、1950年の中国の輸出入総額は11億3千5百万ドル(輸出5億5千2百万ドル、輸入5億8千3百万ドル)、60年の輸出入総額は38億9百万ドル(輸出18億5千6百万ドル、輸入19億5千3百万ドル)であった(《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、中国対外経済貿易出版社、IV-3)。

(142) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第一章、第二章、第三章、第五章を参照されたい。

(143) 社会主義国との相互援助は、中国からソ連向けにも行われ、中国政府は1953~57年の期間に1億5千6百万ドルの外貨を提供した(当代中国)叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、260頁)。

(144) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、260頁。

司は1954年10月両国の協議によって、いずれの会社のソ連側持分も中国に移譲されることになり、対中借款として処理されることとなり、合弁経営事業は同年年末繰り上げ終了するにいたった。1951年中国はポーランドとの間で、合弁の形で海運会社 中波輪船公司(中国・ポーランド海運合弁公司、総投資額8,000旧ルーブル、双方の持ち分それぞれ50%)を立ち上げた。この合弁海運会社中波輪船公司(中国・ポーランド海運合弁公司)は、その後も続けられ、改革・開放後も発展をみる。⁽¹⁵⁴⁾ 1959年に⁽¹⁵⁵⁾

(145) 奇妙なことに、諸著作に挙げられている借款金額数字に一致がみられない。陳英・王寿椿・許煜編著『中国社会主义對外貿易』、對外貿易教育出版社、1984年、160頁に挙げられている金額は74億旧ルーブル、19億新ルーブルとされているが、王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国對外貿易概論』、對外貿易教育出版社、1990年、111頁に挙げられている金額は74億旧ルーブル、15億新ルーブルとされている。同書208頁に挙げられている額は、ソ連側の資料の総額18億1,570万新ルーブルである。また、王紹熙・王寿椿編著『中国對外貿易概論』、對外經濟貿易大学出版社、1998年、126頁に挙げられている金額は74億旧ルーブル、18億新ルーブルとされている。ソ連の対中借款額がどれだけの規模であったかについては、基礎とする外交文書文献によって差が出てくるようで、瀋志華主編『中蘇關係史綱(1917-1991年)』、新華出版社、2007年の第3章で、この問題が詳細に検討され、比較的正確な推計作業が行われている。これによると、50年代の協議金額は68億7,130万旧ルーブル、実際に使用された金額は66億1,630万旧ルーブルと推計されている(同書、137頁)。この50年代に実際に使用された金額を新ルーブル=4.45旧ルーブルで換算すれば14億8,680万新ルーブルになる。これから、棒引きされた2億950万新ルーブルを差し引くと12億7,730万新ルーブルになる。これに1961年の借款額3億2,960万新ルーブルを加えると、総額は16億690万新ルーブルとなる。ソ連側の資料のもついて、実際に供与された借款総額18億1,570万新ルーブルから、上述の返済を棒引きされた2億950万新ルーブルを差し引くと、借款総額は16億602万新ルーブルになる。《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国對外貿易(上)』、当代中国出版社、1992年、260頁には借款総額として14億新ルーブルという数字が挙げられているが、ここでは瀋志華氏等の研究の成果を採用する。

瀋志華氏等の研究によれば、借款の使途からみれば、50年代実際に使用された金額66億1,630万旧ルーブルの内、軍事用が62億8千8百万旧ルーブル(朝鮮戦争用約32億旧ルーブル)、純粹の經濟目的用が3億2,830万旧ルーブルとされている(瀋志華主編『中蘇關係史綱(1917-1991年)』、新華出版社、2007年、137頁)。

(146) 周知のように、ソ連は1961年6月1日貨幣改革をおこない、新ルーブルと旧ルーブルを1対10の比率で交換回収することとしたから、新ルーブルの価値は10倍に引き上げられたが、対外価値は4.444倍とされたにすぎなかった。したがって、旧ルーブル価値は対外的には4.444倍引き上げられた表示になり、旧ルーブルでは1ドル=4旧ルーブルとされていたから、1新ルーブル=0.9ドルの公定レートで計算している(内藤昭著『現代中国貿易論』、所書店、昭和54年、99頁注<3>参照)。詳細な事情については、拙稿「中国對外貿易機構の変遷<V-4>」、『広島経済大学経済研究論集』第23巻第1号、2001年、70~71頁、田海波「中国の全面的指令計画期(1953-1972)における為替管理と内在的矛盾」、同上『論集』、第27巻第1号、2004年、52~53頁参照。

はチェコスロバキアとの間で、合弁の形で海運会社 中捷国際海運公司（中国・チェコスロバキア国際海運合弁公司）を立ち上げたが、中ソ関係悪化を背景とした影響により、67年に中止された。1962年にはアルバニアとの間で、合弁の形で海運会社 中阿輪船公司（中国・アルバニア海運合弁公司）を立ち上げたが、両国関係の悪化にともない、78年経営を中止した。⁽¹⁵⁶⁾

ソ連との関係が崩壊してから以降改革・開放前の時期には、上述の国家間の一種の相互援助という特殊な協力の形とった合弁形態の企業も含めて、中国には外資直接投資を受け入れる形での所謂外資系企業は基本的にはなく、60年代初めから70年代末の時期は外資利用といっても、一般的な輸出信用と輸出延べ払い方式の信用の形を利用することによって、日本やヨーロッパのいくつかの国から冶金、石油化学、機械、電子、軽工業等のプラント、技術設備を導入したにすぎない。これらの契約は300プロジェクトに及び、成約金額は100億ドル余りといわれている。⁽¹⁵⁷⁾

上述の合弁形態の企業は合弁形態とはいっても、元来それは国家間の一種の相互援助という協力の形とったものであり、思想上からは、所謂外資直接投資は“禁区”とされていた。これは以下のような事情を背景としているといわれる。

- ① 建国後、資本主義諸国による経済封鎖の条件下で、経済建設上相当な成果を上げたこと、また、時期によっては、「左傾」思想の影響で、自己過信に陥り、一

(147) 《当代中国》叢書編輯委員会『当代中国的经济管理』，中国社会科学出版社，1985年，427頁。

(148) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国对外贸易(上)』，当代中国出版社，1992年，260頁。

(149) 前掲書，427頁。

(150) 紀勝利・郝慶雲著『戦後国際関係史(1945-2000)』，黒龍江人民出版社，76頁，王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国对外贸易概論』，对外贸易教育出版社，1990年，208頁。

(151) 王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国对外贸易概論』，对外贸易教育出版社，1990年，208頁。

(152) 中国は1960年厳しい自然災害の影響などで、ソ連との貿易で2億8千8百万新ルーブルの協定貿易上の商品引き渡しが履行できなかった。このため1961年4月協定を結び、この未履行部分について、61～65年の間に分割して引き渡し支払することとした。実際には、64年に履行するとされた1億7千万新ルーブル、65年に履行するとされた1億1千8百万新ルーブルを、62年と63年の貿易によって、64年1月1日一年繰り上げ清算した。中ソ関係の悪化によって、中ソ商業部門間の消費財交換は1960年中止され、国境貿易も62～67年の間は中断するにいたった(《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国对外贸易(上)』，当代中国出版社，1992年，263頁)。

(153) 瀋志華主編『中蘇関係史綱(1917-1991年)』，新華出版社，2007年，143～144頁，《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国对外贸易(上)』，当代中国出版社，1992年，260頁。

面的に自力更生が強調され、「外資利用無用」論が跋扈した。

- ② プロレタリア文化大革命の中で、「左傾」思想によって煽動され、「独立自主、自力更生」の方針が曲げて利用され、外資利用と技術導入を「外国の事物を崇め、外国に媚びる」ことだとする過度の排外主義によって、多くの人々の思想を制約し、外資利用活動が妨げられた。
- ③ 鎖国閉鎖政策によって、国際的な相互交流や合作が無視され、資本主義的なものが入ってくることを恐れて、遮断してしま⁽¹⁵⁸⁾った。

外資の利用に関しては、中国と日本の関連学者・研究者の多くは、新中国の建国前の帝国主義下の半植民地・半封建的条件下における外資利用(むしろ侵略的ととらえられている)に対しては否定的である。しかし、論者の多くが、理論的な観点からして、中国が独立国家として主体的条件を具備し、主体的な方針と政策をもち、自己の管理体制下で外資導入をすることに、必ずしも否定的だということではなかった。建国以来、この観点は体内に奥深く孕まれていたが、前提条件の判断や上述の事情から、外資利用が国家政策として取り上げられるようになるのは、1978年の党第11期3中全会の方針転換を待たなければならなかった。

(154) 劉向東主編『中国対外経済貿易政策指南』、经济管理出版社、1993年、863頁。今日いうところの外資導入が、このような形で推し進められた背景、またその後中ソ対立によるソ連の1960年7月時点での協力関係の全面的打ち切り通告、その後の中ソの敵対関係などについては、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第一章、第二章、拙稿「グローバル化と中国の対外経済関係論(上)」、『広島経済大学経済研究論集』第27巻第3号、2004年、54～59頁、「同上(中)」、『同上』第27巻第4号、2005年、29～35頁を参照されたい。

(155) 劉向東主編『中国対外経済貿易政策指南』、经济管理出版社、1993年、863頁。

(156) 劉向東・盧永寛・劉嘉林・田力維『我国利用外資概況』、人民出版社、1984年、2頁。1967年に中国はタンザニアとの間で、合弁で海運会社 中坦聯合海運公司(中国・タンザニア聯合海運公司)を立ち上げたが、外資利用という性格よりも、中国側からの援助的性格が強い。

(157) 《当代中国》叢書編輯委員会『当代中国的经济管理』、中国社会科学出版社、1985年、427頁。60年代には輸出信用によって、日本からビニロンプラント設備、四川瀘州化学肥料工場、大原製鉄所、蘭州化学肥料工場等の一部設備を輸入した。70年代にも輸出信用によって、大口のプラント設備と技術導入をはかった。この中には、13化学肥料工場設備、4化学繊維設備、1.7m圧延設備等が含まれる。これらは延べ払い方式を利用した。1973～77年までの輸入設備契約額の40%は延べ払い方式であった。同時に、中国銀行は香港やマカオ銀行の外貨預金から外貨を取り入れ、遠洋海運用船舶購入の金融や、国内の外貨貸付を行った(王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国対外貿易概論』、対外貿易教育出版社、1990年、111頁、劉向東・盧永寛・劉嘉林・田力維『我国利用外資概況』、人民出版社、1984年、3頁)。

(二) 改革・開放当初期における外資利用

(1) 概況

1978年中国は直物為替による支払方式で22のプロジェクトを契約し、プラント設備と技術導入をおこない、その額は78億ドルに達した様子で、実行の過程で困難が生じた。このため、中国銀行を通じて直物で外資75億ドル借り入れて対処した。実際には、中国銀行は輸出側取引銀行からの輸入信用に頼らざるを得なかった。⁽¹⁶⁰⁾

1978年の党第11期3中全会以後、外資利用は国家政策として取りあげられるようになり、外資利用方式も多様化し、規模も拡大した。この時期における外資利用は、大別二つに分かれる。一つは借款である。今一つは外資直接投資である。前者は外国政府や国際金融機構からの中長期・中低利による借款、援助的性格の無利息の借款、商業ベースの借款、各種の開発基金などである。これらは主として、輸入、技術導入、特にエネルギー、交通等の基本施設建設に利用された。後者は合弁経営、合作経営等の形の外資利用である。これは主として、中小型企業の設備拡張や改造に利用され、一部新規企業の建設にも利用された。⁽¹⁶¹⁾

1979～83年までの外資利用の概況をみると、外資利用総額は144億4千万ドルで、対外借款117億6千万ドル、直接投資18億ドル、その他の外資投資8億8千万ドルとなっている。⁽¹⁶²⁾ この時期の外資利用の中では、借款が圧倒的な地位を占め、その全体に占める比率は80%以上を占めている。これらについては、また後に触れる。

中国は1982年から国際収支表の編成作業を開始し、84年になって初めて国際収支表を公表した。⁽¹⁶³⁾ 陳炳才氏が著作の中で引用している1982年の国際収支表をベースとした資料によれば、借款としては、銀行借款6億3千万ドル(長期5億8千万ドル、短期4千万ドル)、外国政府借款5億5千万ドル(長期)、国際機構借款3千万ドル(長期)、地方・部門借款8千万ドル(長期6千万ドル、短期2千万ドル)、直接投資4億3千万ドル、証券投資4億1千万ドル(長期、外国及び香港・マカオ資本の中国国内市場証券投資と国外市場発行証券投資)、貿易信用16億1千万ドル(長期延べ払い14億3千万ドル、短期1億8千万ドル)、補償貿易等外国側提供設備信用1億2千万ド

(158) 劉向東主編『中国対外経済貿易政策指南』、经济管理出版社、1993年、863～864頁。

(159) この点については、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年第五章を参照されたい。

(160) 王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国対外貿易概論』、対外貿易教育出版社、1990年、111～112頁。本稿(I)で述べた“洋躍進”発動によるものである(『広島経済大学経済研究論集』第27巻第2号、2004年、8～9頁)。

(161) 同上書、112頁。

ルなどが主要な内容となっており、総額約39億ドルのうち貿易信用がほぼ40%と最も大きな位置を占め、銀行借款と外国政府借款とではほぼ3分の1で、直接投資の位置はまだそれほど大きくはない。

1983年には、銀行借款2億4千万ドル(長期)、外国政府借款7億2千万ドル(長期)、国際機構借款7千万ドル(長期)、地方・部門借款1億2千万ドル(長期6千万ドル、短期6千万ドル)、直接投資6億4千万ドル、証券投資1億5千万ドル(長期、同上)、貿易信用4億9千万ドル(長期延べ払い4億8千万ドル、短期4千万ドル)、補償貿易等外国側提供設備信用2億ドルとなっており、長期延べ払い貿易信用、銀行借款、証券投資が減って総額27億ドルとなっているが、外国政府借款と直接投資が増加している⁽¹⁶⁴⁾。

中国国内の経済責任区分からみた利用外資は、大別すると、①中央政府が統一し

(162) 1988年版の『中国統計年鑑・1988』の数値による(同書、733頁)。それ以前の『中国統計年鑑』や『中国対外経済貿易年鑑』の数値はこれとは異なる。1985年以前の『中国統計年鑑』には外資利用の統計数値は載っていない。『中国統計年鑑・1986』からは外資利用の統計数値が載っているが、1979～1983年までの外資利用総額は146億2千万ドルとされており(同書、581頁)、『中国統計年鑑・1987』の数値も同様である(同書、603頁)。『中国対外経済貿易年鑑・1984年』では1979～83年の外資利用総額は146億2千万ドルとされており(同書、IV-183)、87年版以前の『中国統計年鑑』の数値と同じである。その後の『中国対外経済貿易年鑑』では各年の外資利用統計数値が載っているだけである。1983年の数値は19億8千万ドルで、『中国統計年鑑・1986』と『中国統計年鑑・1987』で同一で、『中国対外経済貿易年鑑・1984年』の数値との差額は10数千万ドルにすぎない。統計数値上問題となる部分は1979～82年の部分で、『中国統計年鑑・1986』と『中国統計年鑑・1987』の数値と『中国対外経済貿易年鑑・1984年』の数値126億4千万ドルである。『中国統計年鑑・1988』ではこの部分で外資利用各項目統計の整理、再検討がはかられ、その結果1979～82年の外資利用各項目統計数値が改定され、利用総額も124億6千万ドルに改められたものとみられる。以後今日までの統計では、基本的にはこの数値が使用されている。1982年以前の各年の外資利用額についての統計数値は、断片的にはあるが、系統的には入手されないし、数値そのものが精度に欠ける。例えば、『中国対外経済貿易年鑑・1984年』は中国で最初に発行された中国の対外経済貿易に関する包括的統計資料であるが、この中でも外資利用については82年の一部数値が掲載されているものの、それ以前の各年数値は掲載されていない。このことを踏まえて、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年の中でも修正値を使用している(表6-2、175頁)。筆者が統計を突き合せてみたところ、対外借款の部分で約1億8千万ドルの差が出る。借款部分のどの項目でどれだけかを詳細に区分して割り振りできないので、後にいささか内容に立ち入って触れる場合に用いる第9表の数値は修正前の数値によっているので、読者は注意されたい。

(163) 王潼著『中国国際収支』(増訂版)、中国经济出版社、2005年、3頁。しかし、1982～96年の期間は、中国の国際収支表の統計指標の構成を国際的に比較することはできない。1997年以降は国際比較が可能である(同書、同頁)。

て外資を借り入れ返済する部分(この中には、先に冒頭で述べた1978年における22プロジェクトの支払のための中国銀行による75億ドルの借り入れも含まれる)、②地方と部門が独立に借り入れ返済する部分、③地方と部門が外資直接投資を導入した部分に分けられる。⁽¹⁶⁵⁾

(2) 外資系企業に対する法的枠組⁽¹⁶⁶⁾

経済建設に重点を移す改革の重要な内容として位置づけられる、対外開放の構成部分である外資利用の大枠の項目は上に見てきた通りであるが、以下企業経営に外資が組み込まれる法的枠組と所得税についてみてみよう。⁽¹⁶⁷⁾

(A) 合弁企業

(i) 合弁企業法

改革・開放後の外資を組み込んだ企業経営体に関しては、先ず1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回会議を通過、同7月8日公布、施行された「中華人民共和国中外合資経営企業法」の中にその法的規定をみる。この段階では、外資系企業に関する企業法はこの「中外合資経営企業法」が制定されているのみである。周知のように、実際にはこの時期にも、資本全額が外国投資者によって投資された外資独資企業である外資企業が存在したし、合作条件が合作双方の契約によって定められる性格の合作経営企業が存在していた。これら企業に対する個別企業法が制定、

(164) 陳炳才著『国際収支の理論与实践—中国国際収支実証研究』、中国計画出版社、1996年、59頁、65頁、寿孝鶴・李雄藩・孫庶玉主編『中華人民共和国資料手冊・1949—1985』社会科学文献出版社、1987年、387頁。

(165) 劉向東・盧永寬・劉嘉林・田力維『我国利用外資概況』、人民出版社、1984年、26頁。

(166) ここで外資企業と言わないで、敢えて外資系企業という用語を使用するのは、後に触れることになるが、中国では1986年4月12日、資本全額が外国投資者によって投資された企業を対象とした「外資企業法」が公布、施行され、固有の外資企業という概念が存在するからである。中国国内でも総称概念としての外資系企業(中国語では外商投資企業)と固有の概念としての外資企業概念が屢々明確に区別されないで使用されることがある。「外資企業法」でいう外資企業は、日本では外資独資企業(100%外国資本の経営企業)というようにいわれる場合もあるが、混乱を避けるため、筆者は総称概念としては外資系企業という用語を使用することにしている。外国資本が当該投資企業の経営支配権を握る所謂外資直接投資の形のものである。

(167) 今日一般に一口に改革・開放はペアーとして言われているが、“改革”と“開放”は当初から相互が独立した概念として並列的にペアーとして言われたわけではない。“開放”は“改革”の構成内容なのである。対外開放が公式な形で姿を現すのは1981年の第5期全国人民代表大会第4回会議の政府活動報告においてである。この点については、董輔初主編『中華人民共和国経済史(下巻)』、経済科学出版社、1999年、77頁でも指摘されている。

施行されるまでの期間は、合作企業はこの「中外合資経営企業法」を参考にして対処された。⁽¹⁶⁸⁾ 外資独資企業である外資企業については、先ず経済特区内において設立が認められ、その後経済技術開発区において設立が認められるようになる。⁽¹⁶⁹⁾

同法に規定する概要は以下のようである。

先ず、同法は国際経済協力及び技術交流を拡大するため、平等互惠の原則にもとづき、中華人民共和国領内に中国政府の認可を受け、合弁企業を設立することを許可することを謳い⁽¹⁷⁰⁾ (第1条)、政府の認可を受けた取り決め、契約、定款に基づく合弁企業での投資、得るべき相応の利益、その他の合法的權益に対する法的保護の保障、外国側合弁企業の活動は、関連法、条例、規定を遵守しなければならない⁽¹⁷¹⁾ (第2条)とした後、具体的な規定として以下のように定めている。

合弁企業法の概要

- ① 合弁各当事者が締結した取り決め、契約及び定款は、外国投資管理委員会⁽¹⁷²⁾に届け出なければならない。同委員会は3ヵ月以内に認可、不認可の決定をしなけ

(168) 裘劭恒主編『涉外経済法律実用手冊』、上海人民出版社、1989年、28頁。

(169) 孟憲揚主編『経営管理体系・海外経済巻』、上海人民出版社、1992年、519頁。

(170) 「中華人民共和国中外合資経営企業法」(1979年7月8日公布)、対外経済貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』、中国経済出版社、1989年、57頁、邦訳は日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』、1984年、145頁、以下同「合資経営企業法」の訳文はかなりの部分を同訳に負っている。

合弁企業の設立が認められる主要業種(「中外合資経営企業法実施条例」第3条)

- ① エネルギー開発、建設材料工業、化学工業、冶金工業、② 機械製造工業、機器・計器工業、海洋石油採掘設備の製造業、③ 電子工業、計算機工業、通信設備の製造業、④ 軽工業、紡織工業、食品工業、医薬品及び医療機器工業、包装工業、⑤ 農業、牧畜業、養殖業、⑥ 観光及びサービス業

合弁企業設立申請に際して要求される条件(同「実施条例」第4条)

- ① 先進的技術設備と科学的管理方法を採用して、製品の品種をふやし、製品の品質と生産量を高め、エネルギーと材料を節約する、② 企業の技術改善に役立ち、少ない投資で、はやく効果が表れ、大きい収益があがるようにする、③ 製品輸出を拡大し、外貨収入をふやす、④ 技術者と経営管理者を育成・訓練できる(「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」<1983年9月20日公布>、同「利用外資文件匯編(第二集)』、63頁、訳文は同『中国対外経済関係法令集』、同「実施条例」邦訳、148頁。以下かなりの部分を同訳<148~161頁>に負っている)。

なお、合弁企業設立が認可されない用件との関連で、「平等互惠の原則にもとづき」と謳ってある点は軽視すべきではない(同「実施条例」第5条)。

(171) 中国の法律、法規及び合弁企業の取り決め、契約、定款に定める範囲で、合弁企業は、自主的に経営管理を行う権限を有する。関係各部門は、これに支持と援助を与えなければならない(同上「実施条例」第7条、同上「実施条例」邦訳、148頁)。

ればならない(「文末参考付表1」)。認可を受けた場合、合弁企業は国家工商行政管理総局に登録し、営業認可証を受け、営業を開始する。

- ② 合弁企業は有限責任会社の形態とする。合弁企業の登録資本金のうち、外国側合弁者の投資比率は一般に100分の25を下回らないものとする。合弁各当事者はそれぞれの登録資本金の割合に応じて利益を分配し、危険と欠損を分担するものとする。合弁者の登録資本金を譲渡する場合は、必ず合弁当事者各方の同意を得なければならない(「文末参考付表2」)。
- ③ 合弁企業各事業者は現金、現物、工業所有権等をもって投資できる。外国側合弁者の投資する技術及び設備は、確実に中国の必要に応じた先進的技術又は設備でなければならない。もし故意に遅れた技術又は設備で欺き、損失をもたらした場合はその損失を賠償しなければならない。中国側合弁者の投資には、合弁企業の経営期間中に提供する土地使用権を含めることができる。もし土地使用権を中国側合弁者の投資の一部としない場合は、合弁企業は中国政府に使用料を納付しなければならない。以上各項の投資については、合弁企業の契約及

(172) 1982年3月外国投資管理委員会、輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部が合併して対外経済貿易部が設立されてからは対外経済貿易部である。同上「実施条例」に定める条件を具備している場合は、対外経済貿易部は関係の省、自治区、直轄市の人民政府または国務院の関係部・局に認可を委託することができる(同上「実施条例」第8条、同上書、64頁、同上邦訳書、149頁)。国務院の具体的規定は以下の通りである。

広東省の深圳、珠海、汕頭の3経済特区、福建省の廈門経済特区設立合弁企業は、当該地経済特区管理委員会が審査する。広東省、福建省人民政府管理企業は批准投資金額に上限が設けられない。また、1984年6月の国務院決定では次のように定められている。資金、エネルギー、運輸、原材料及びその他の建設で自己でバランス調整できる場合には、北京市、遼寧省人民政府はその管理企業については1千万ドル以下のプロジェクトに対して審査権をもつ。その他の省、自治区と重慶市、瀋陽市、武漢市の人民政府は、その管理企業については5百万ドル以下のプロジェクトに対して審査権をもつ。国務院の工業、交通、農林等の部・委員会も、その管理企業については5百万ドル以下のプロジェクトに対して審査権をもつ。もし、14沿海通商港湾都市の生産プロジェクトで、設立条件と生産条件上国が総合バランスをとる必要がなく、製品の販売において国が販売を引き受ける必要がなく、輸出で当該製品の輸出割当に該当しないような場合には、天津市、上海市の人民政府は、その管理企業については3千万ドル以下のプロジェクトに対して審査権をもち、大連市、広州市の人民政府は、その管理企業については1千万ドル以下のプロジェクトに対して審査権をもつ。その他の10沿海通商港湾都市はその管理企業については5百万ドル以下のプロジェクトに対し、審査権をもつ(対外経済貿易部人士就《中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例》有關内容答記者問、中国対外経済貿易年鑑編輯委員会『中国対外経済貿易年鑑・1985』、華潤貿易諮詢有限公司、1985年、82頁)。

び定款に定めなければならない。その価格(土地は除く)は合弁各当事者が評議し定めるものとする(「文末参考付表3」)。

- ④ 合弁企業には董事会(取締役会)を置き、その人員及び構成は合弁各当事者間の協議により、契約及び定款に明記するものとし、合弁各当事者が、それぞれ派遣及び更迭をする。董事会には、董事長(会長)1名を設け、中国側合弁者が担当する。副董事長は1名乃至2名設け、外国側合弁当事者が担当する。董事会が重要問題を処理するときは、合弁各当事者間の平等互恵の原則に基づき協議、決定するものとする。

董事会の職権は合弁企業の定款の規定により、合弁企業のすべての重要問題、すなわち企業発展計画、生産経営事業案、収支予算、利益の分配、労働賃金計画、営業の停止並びに総経理(社長)、副総経理(副社長)、技師長、総会計士及び会計監査人の任命又は招聘、その職権及び待遇等について討議し、決定するものとする。正副総経理(又は工場長及び副工場長)は、合弁各当事者がそれぞれ分担するものとする。

合弁企業の職員・労働者の雇用及び解雇は、法に基づく合弁各当事者間の取決め及び契約により規定するものとする(「文末参考付表4」)。

- ⑤ 合弁企業の取得した粗利益から、税法の規定により、合弁企業所得税を納付した後、合弁企業の定款に定める準備基金、職員・労働者の奨励及び福利基金、企業発展基金を控除して得られた純利益は、合弁各当事者の登録資本の比率に応じて分配するものとする(「文末参考付表5」)。

世界の先進技術を具えた合弁企業は、利益を生じ始めた最初の2年乃至3年間は、所得税の減免を申請することができる。

外国側合弁者が分配により得た純利益を中国領内において再投資するときは、既に納付した所得税の一部還付を申請することができる。

- ⑥ 合弁企業は中国銀行もしくは同行の同意した銀行に口座を開設しなければならない(「文末参考付表6」)。

合弁企業の外貨に関する事項は、外国為替管理条例を遵守して処理されなければならない。合弁企業はその経営活動において、外国銀行から直接資金を調達することができる(「文末参考付表7」)。

合弁企業の各種保険は、中国の保険会社に付保しなければならない。

- ⑦ 合弁企業の生産経営計画は主管部門に届出、記録にとどめ、かつ経済契約に定めた方式の通り、実施されなければならない(「文末参考付表8」)。

合弁企業が必要とする原材料、燃料及び付帯設備等は、中国においての購入

を優先させなければならない。合弁企業自らが調達した外貨により、直接国際市場により購入することもできるものとする(「文末参考付表9」)。

合弁企業が中国国外に製品を販売することを奨励する。輸出製品は合弁企業が直接又は関係委託機構を通じて、国外市場に販売できるものとし、また中国の対外貿易機関を通じて、販売することもできる(文末参考付表10)。合弁企業の製品は、中国市場で販売することもできる(「文末参考付表11」)。

合弁企業が必要とするときは、中国国外にその分・支店機構を設立することができる。

- ⑧ 外国側合弁者が法律、取り決め及び契約に定める義務を履行した後取得した純利益、合弁企業の期間満了又は解散時に得た資金、及びその他の資金は、合弁企業の契約に定める通貨により、中国銀行を通じ、外国為替管理条例に基づき、国外に外貨を送金することができる。

外国側合弁者が国外に送金できる外貨を中国銀行に預金することを奨励する。

- ⑨ 合弁企業の外国籍職員・労働者の賃金所得及びその他の正当な所得は、税法により個人所得税を納付した後、中国銀行を通じ、外国為替管理条例により国外に送金することができる(「文末参考付表12」)。
- ⑩ 合弁企業の契約期間は、業種、状況に応じ、それぞれ合弁各当事者が協議により定めることができる。合弁企業の契約期間満了後、もし、合弁各当事者が同意しかつ外国投資管理委員会に申請し認可を受けた場合は、期間を延長することができる。契約期間延長の申請は、契約期間満了の6カ月以前に提出しなければならない(「文末参考付表13」)。
- ⑪ 合弁企業の契約期間満了前、もし重大な欠損、契約及び定款に定める義務に対する一方の不履行、不可抗力等が生じたときは、合弁各当事者は協議し、同意により、外国投資管理委員会に申請し認可を受け、工商行政管理総局に登録した後、契約を期限前に終了させることができる。もし契約違反により損失が生じたときは、契約違反した一方の側は経済的責任を負担しなければならない。
- ⑫ 合弁各当事者間に紛争が発生し、董事会が協議しても解決が不可能なときは、中国の仲裁機関が調停又は仲裁するものとする。ただし、合弁各当事者の協議により、その他の仲裁機関が仲裁することもできる。⁽¹⁷³⁾

(173) 「中華人民共和国中外合資経営企業法」(1979年7月8日公布)、対外経済貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』、中国経済出版社、1989年、57～58頁、訳文は日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』、1984年に同「企業法」邦訳(145～147頁)があり、かなりの部分を同訳に負っている。

上述の他に、土地使用権、技術導入、労働組合について、「中外合資経営企業法実施条例」では、以下のように定めている。

合弁企業の必要とする土地は、合弁企業が所在地の市(県)クラスの土地管理部門に申請を出し、審査・許可を受けた後、契約を締結して土地使用権を取得する。契約では土地の面積、場所、用途、契約期間、土地使用権の費用(土地使用料)、双方の権利と義務、契約違反の罰則等をはっきり決める(同上「企業法実施条例」第47条)。土地使用料の基準は、当該土地の用途、地理・環境条件、土地収用・立ちのき費用及び基盤整備に対する合弁企業の要求等の要素をもとに、所在地の省、自治区、直轄市人民政府が定め、かつ対外経済貿易部と国の土地主管部門に届け出る(同上「企業法実施条例」第49条)。

農業、牧畜業に従事する合弁企業は、所在地の省、自治区、直轄市人民政府の同意があれば、土地使用料を合弁企業の営業収入の百分率割合によって、所在地の土地主管部門に納めることができる。

経済の発達していない地域で開発事業に従事するときは、所在地人民政府の同意があれば、土地使用料について特に優遇することができる(同上「企業法実施条例」第50条)。

なお、合弁企業には、使用許可された土地使用権があるのみで、所有権はない。また、使用権の譲渡をすることはできない(同上「企業法実施条例」第53条)⁽¹⁷⁴⁾。

合弁企業の技術導入とは、合弁企業が技術移転の方式によって、第三者または合弁者から必要な技術を取得することをいい(同上「企業法実施条例」第43条)、当該技術は、実用的、先進的なもので、その製品が国内で著しい社会的経済効果を与えるか、または国際競争力をもたせるものであることが条件とされている(同上「企業法実施条件」第44条)。技術移転の取り決めに際しては、合弁企業が独立して経営管理を行う権利を確保した上で、「文末参考付表3」の⑤にもとづいて、技術輸出側に関係資料の提供を求めることとなっている(同上「企業法実施条例」第45条)。技術移転取り決めは、企業主管部門の審査、同意をえて、認可機関の認可を得なければならない(同上「企業法実施条例」第46条)⁽¹⁷⁵⁾。

労働組合については、合弁企業の職員・労働者は、「中華人民共和国労働組合法」及び「中国労働規約」の規定に従って、基層労働組合組織を打ち立て、労働組合活動

(174) 「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」(1983年9月20日公布)、同上『利用外資文件匯編(第二集)』、68～69頁、同上『中国対外経済関係法令集』、1984年、同「企業法実施条例」邦訳、訳文はかなりの部分を同訳(154頁)に負っている。

を行う権利をもつと規定されており(第95条)、組合は職員・労働者の利益代表であり、これを代表して労働契約を締結し、契約の執行を監視する権利をもつ(第96条)。また、合弁企業の董事会が合弁企業の重大事項を討議するとき、労働組合の代表は会議に列席し、職員・労働者の意見と要求を反映させる権限を有する(第98条)とされている⁽¹⁷⁶⁾。

(ii) 合弁企業所得税法

「中外合資経営企業法」に合わせて、1980年9月10日「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法」が第5期全国人民代表大会第3回会議で通過、公布された。合弁企業に対する企業所得税の概要は以下の通りである。

合弁企業所得税法の概要

- ① 合弁企業が、生産・経営に従事して得た所得とその他の所得⁽¹⁷⁷⁾は、すべて同法の規定に照らして所得税を納付する。

合弁企業の中国国内及び国外にある出先機構が、生産・経営に従事して得た所得及びその他の所得は、本部機構がまとめて所得税を納付する。

(175) 技術移転取り決めは、以下の規定に合致していなければならない。

①技術使用料が公平で合理的であり。一般に歩合方式(ロイヤリティ方式)で支払うこと。歩合方式をとって技術使用料を支払うとき、歩合率は通常の国際的水準を上回ってはならない。歩合率は当該技術によって生産された製品の純売上高に応じ、もしくは双方が取り決めたその他の合理的方法によって計算する、②別に双方の取り決めがある場合を除き、技術輸出側は、技術の輸入側による製品の輸出地域・数量・価格を制限してはならない、③技術移転取り決めの期間は、一般に10年を超えない、④技術移転取り決めの期間満了後も、技術輸入側は引き続き当該技術を使用する権利を有する、⑤技術移転取り決めを結んだ双方による、改善技術の相互交換の条件は対等でないといけない、⑥技術の輸入側は、自ら適当と認める調達先から必要な機械設備、部品・付属品及び原材料を購入する権利を有する(同上「企業法実施条例」第46条、同上書、68頁、同上邦訳書、153頁)。

(176) 同上「企業法実施条例」、同上書、73頁、同上邦訳書、159頁。

(177) ① 生産、経営所得とは、工業、鉱業、交通・運輸、農業、林業、牧畜業、漁業、養殖業、商業、観光業、飲食業、サービス業及びその他の業種の生産、経営によって得る所得である。

② その他の所得とは、配当金・割増配当金・利子所得及び資産、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権などの賃貸又は譲渡による所得である(「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法施行細則」、<1980年12月14日財政部公布>第2条、《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、中国対外経済貿易出版社、1984年、III-49~50、日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』、1984年、同「企業所得税法施行細則」邦訳、171頁)。

- ② 合弁企業の毎納付税年度の収入総額から、原価、費用及び損失を除いた後の残りの額を納税すべき所得額とする。⁽¹⁷⁸⁾
- ③ 合弁企業の所得税税率は100分の30とする。このほか、納付すべき所得税額の100分の10を地方所得税として徴収する。⁽¹⁷⁹⁾
- 石油、天然ガス、その他の資源を開発する合弁企業の所得税率は別に規定する。⁽¹⁸⁰⁾
- ④ 合弁企業の外国側合弁者は、企業から得た利潤を国外に送金する際、送金額の100分の10を所得税として納付する。
- ⑤ 合弁企業で合弁期間が10年以上のものは、企業の申請、税務機関の認可を経て、利潤をあげはじめた年度から数えて1年目及び2年目は所得税が免除され、3年目から5年目までは所得税が半額免除される。⁽¹⁸¹⁾ 農業、林業など、利潤が比較的低い合弁企業及び経済未発達⁽¹⁸¹⁾の僻地に設立された合弁企業については、前

(178) 同上「企業所得税法施行細則」第8条に、工業企業、商業企業、サービス業企業に分けて算式が示されている。

(179) 企業所得税額の100分の10にあたる地方所得税の付加税としての徴収とは、合弁企業が、実際に納付した所得税額に基づいて計算し、徴収することである。

特別な事情によって、地方所得税を軽減又は免除する必要があるものは、合弁企業所在地の省、自治区、直轄市人民政府が決定する(同上「企業所得税法施行細則」第3条、同上年鑑、III-50、同上邦訳書、171頁)。

中国では、1956年社会主義的改造が行われた後は、企業所得税は集団企業にのみ課されることとなっていたが、83年利改税が実行された時、国営企業に所得税が導入された。当時の国営企業に対して課される企業税は、大中型国営企業に対して55%、飲食サービス業・ホテル・招待所などは15%、小型企業・県レベル以上の供銷社7~55%の8級累進課税とされた(「財政部關於国営企業征收所得税的暫行規定」(1983年4月29日、国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』、中国統計出版社、1987年、925~927頁)。また、84年9月18日同「国営企業所得税条例(草案)」と同「企業調節税征收弁法」が制定された(同書986~990頁)。後に「集団企業所得税暫行条例」が1985年、「私営企業所得税暫行条例」が88年に制定される。これらが33%に一本に統一されるのは1993年末の「企業所得税暫行条例」公布、94年1月1日実施まで待たねばならなかった(国家税務総局弁公庁編『中華人民共和國稅收基本法規』(2001年版)、中国稅務出版社、2001年、93~97頁)。

(180) 後に触れる。

(181) 最初の「中外合資経営企業所得税法」では、「合弁企業で合弁期間が10年以上のものは、企業の申請、税務機関の承認を経て、利潤をあげはじめた年度から数えて1年目所得税が免除され、2年目と3年目は所得税が半額減免される」となっていた(「中華人民共和國中外合資經營企業所得税法」<1980年9月10日公布>、《中国對外經濟貿易年鑑》編輯委員會編『中国對外經濟貿易年鑑・1984』、中国對外經濟貿易出版社、1984年、III-48~49)。

項に規定した免税，減税の期限が過ぎた後，財政部の認可を経て，その後10年間引続き所得税の100分の15乃至100分の30の減税ができる。

- ⑥ 合弁企業の合弁者が企業から取得した利潤を中国国内で少なくとも5年，またはそれ以上再投資する場合，合弁者の申請，税務機関の認可を経て再投資部分について，既に納付した所得税税額の100分の40が返還される⁽¹⁸²⁾。5年未満で投資を回収した場合は，すでに返還された税額を返納しなければならない。
- ⑦ 合弁企業が年次欠損を出した時は，次年度の所得から相応の額をその補填に充てることができるが，次年度の所得が補填に不足な場合は，その後の年度に引続いて所得の中から補填に充てることができる。ただし，長くとも5年を超えることはできない。
- ⑧ 合弁企業の所得税は，年度ごとに徴収額を計算し，四半期ごとに前納する。毎四半期ごと，その期の終了後15日以内に前納し，毎年，その年度終了後5カ月以内に総合計算して納税額を確定し，多ければ還付を受け，少なければ埋め合わせる。合弁企業は毎回の所得税前納期限内に当該地の税務機関に所得税前納申請書を提出し，年度終了後4カ月以内に年度所得税申請と会計決算報告書を提出しなければならない。
- ⑨ 合弁企業の所得税は人民幣を計算単位とする。所得が外国通貨の場合，外国為替管理総局公表の外国為替レートを基にして人民幣に換算し，税金を納付する⁽¹⁸³⁾。
- ⑩ 合弁企業の開業，生産対象変更，移転，廃業及び登録資本の変更，譲渡は，国家工商行政管理総局に登録した後，関係証明書をもって30日以内に当該地の税務機関で税務登記をしなければならない。
- ⑪ 合弁企業及びその出先機構が，国外で納付した所得税は，本部機構の納付すべき所得税額の中で免除することができる。中華人民共和国政府と外国政府の間に二重課税防止協定が結ばれている場合，所得税の免除は，当該協定の規定に照らし処理しなければならない。
- ⑫ この外に同法では，税務機関の合弁企業の財務・会計納税状況に対する検査権，

(182) 合弁企業の合弁者が企業から取得した利益を少なくとも連続5年，またはそれ以上当該企業，もしくは他の中外合弁企業に再投資する場合，投資を受けた企業の証明をもとに，原納税地税務機関の審査・認可を得て再投資部分についてすでに納付した所得税税額の100分の40を還付する。（「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法実施細則」〈1980年12月14日財政部公布〉第6条，同上『年鑑』，1984年，III-50，日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』，1984年，同「企業所得税法施行細則」邦訳，171頁）。

(183) 納税証憑を作成した日の公表為替レートである（同上「企業所得税法施行細則」第22条，同上『年鑑』，III-51，同上邦訳書，173頁）。

税滞納に対する滞納金追加徴税、同法規定違反に対する罰金、合弁企業の納税問題争議に関する異議申し立て・訴訟についても規定している。⁽¹⁸⁴⁾

「中外合資経営企業所得税法施行細則」では、本稿で注記した外に、課税所得金額算定の際に原価、必要経費及び損失に算入してはならない支出項目、減価償却に関する事項(投資としての技術ノウハウ、専売特許権、商標権、著作権、土地使用権、その他の特許など無形資産の償却、合弁企業開業準備中に発生した費用の償却等も含む)、棚卸資産に関する事項などが規定されている。

合弁企業は納税年度に利益がでて、損失がでて、国に登録されている公認会計士の監査報告書を送付し、規定期間内に税務機関に所得申告書と会計決算報告書を提出すべきこととされているが、同企業の国内の派出機構が本社に提出する会計報告書も同時に参考のために所轄税務署に提出すべきことが定められている。⁽¹⁸⁵⁾

また、合弁企業及びその派出機構が外国で得た所得で、外国ですでに納付した所得税は納税証明書によって本社が納税すべき税額から控除することができる。ただし、控除額は、国外で得た所得金額について、中国の税法で定める税率で計算した税額を超えてはならない。⁽¹⁸⁶⁾

(B) 外国企業概念と外国企業所得税法

上段で触れたように、この段階では、外資系企業に対しては「中外合資経営企業法」が制定されているのみである。1986年4月資本全額が外国投資者によって投資された企業を対象とした「中華人民共和国外資企業法」が制定されたが、これ以前は、資本全額が外国投資者によって投資された企業は原則的には設立が認められなかったということであり、これに先んじて外資独資企業である外資企業が存在したが、その存在は例外的な特殊的認可の性格のものであったといえよう。1988年4月「中華人民共和中外合作経営企業法」が制定、施行される以前にも合作企業は存在したが、これは元来合作条件が合作双方の契約によって定められる合作企業という特殊な企業形態の存在である。このため、これら二種類の企業に対して、例外的、特殊的性格の外国企業存在として位置づけ、一般的設立認可条件を規定する法を設

(184) 「中華人民共和中外合資経営企業所得税法」(1980年9月10日公布)、同上『年鑑』、III-48~49、「全国人民代表大會常務委員會關於修改《中華人民共和中外合資經營企業所得稅法》的決定」(全国人民代表大會常務委員會1983年9月2日通過)、『中國經濟特區和對外經濟法規 第一集(1950-1986, 3)』(中國對外經濟法規文庫(1)) 159頁、訳文は日本國際貿易促進協會『中國對外經濟關係法令集』、1984年に同「企業所得稅法」邦訳(169~170頁)があり、かなりの部分を同訳に負っている。

(185) 前掲「企業所得稅法施行細則」第20条、前掲『年鑑』、III-51、前掲邦訳書、173頁。

(186) 同上「企業所得稅法施行細則」第32条、同上『年鑑』、III-52、同上邦訳書、174頁。

けず、個別的特殊許可案件として対処したものとみられる。後に、これら兩種企業の性格、特性に応じた位置づけと対応を踏まえた上で、一般的に兩種企業の設立を認める条件を整備した形で、各々の法が制定される。その内容と性格づけについては別稿で述べたい。

しかし、そのような性格と地位にあったとはいえ、外資独資企業である外資企業や合作企業の存在に対して、その特性に応じてこれに対処する必要上、この段階で、外資企業や合作企業を、一括して例外的、特殊的性格の外国企業概念として取り扱うこととし、1981年12月13日第5期全国人民代表大会第4回会議は「中華人民共和国外国企業所得税法」を制定した。

上述「外資企業法」と「中外合作経営企業法」が制定、施行されるまでの期間における兩種企業に対する対応については上段で述べた通りである。中国の立場からすれば、外資直接投資導入はできる限り合弁企業の形でいきたいというのが基本方針であり、次に合作企業が位置し、外資企業はあまり認めたくないということだったように思われる。後に見るが、与えられる税制上の優遇にもそれが表われている。

外国企業所得税の概要

「外国企業所得税法」の対象となる企業は、中華人民共和国内で生産、経営によって所得を得るか、その他の所得を得る外国企業⁽¹⁸⁷⁾で、①外国会社、企業、その他の経済組織で、中国国内に機関を設立していないが、中国に源泉がある配当、利子、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得を有するもの、②中国国内に機構を設立し、独立経営、または中国企業と合作生産、合作経営を行っている外国の会社、企業、⁽¹⁸⁸⁾その他の経済組織⁽¹⁸⁹⁾である。

外国企業課税所得額は年度総収入から、原価、必要経費及び損失を控除した額で

(187) 「中華人民共和国外国企業所得税法」(1981年12月13日第5期全国人民代表大会第4回会議通過、1982年1月1日施行)、同上『年鑑』、III-57、訳文は同上『中国対外経済関係法令集』、1984年に同「外国企業所得税法」邦訳(175~176頁)があり、以下かなりの部分を同訳によっている。

- ① 生産、経営所得とは、各国企業が工業、鉱業、交通・運輸業、農業、林業、畜産業、漁業、養殖業、商業、サービス業並びにその他各事業の生産、経営による所得を指す。
- ② その他の所得とは、配当金・利子所得、資産の賃貸もしくは売却による所得、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権などの譲渡による所得並びにその他の営業外収益を指す(「中華人民共和国外国企業所得税法施行細則」<1982年2月21日公布>第4条、同『年鑑』、III-59、同「施行細則」邦訳、『中国対外経済関係法令集』、1984年、177頁。

あるが、上記⑤の対象企業に対する所得税は、課税所得額に応じて超過累進計算課税⁽¹⁹⁰⁾される。

この外に、地方所得税として課税所得税の10%が課税される。生産規模が小さく、利潤が低い⁽¹⁹¹⁾、地方所得を減免する必要のある外国企業については、企業所在地の省、自治区、直轄市の人民政府が決定する(同「所得税法」第4条)。

第8表 中国国内で生産、経営よって所得を得る外国企業に対する所得税

- | | |
|---|--|
| ① | 年間所得総額が25万元を超えないものは、税率を100分の20とする。 |
| ② | 年間所得総額が25万元を超え50万元を超えないものは、税率を100分の25とする。 |
| ③ | 年間所得総額が50万元を超え75万元を超えないものは、税率を100分の30とする。 |
| ④ | 年間所得総額が75万元を超え100万元を超えないものは、税率を100分の35とする。 |
| ⑤ | 年間所得総額が100万元を超える部分は、税率を100分の40とする。 |

出所：「中華人民共和國外国企業所得税法」(1981年12月13日第5期全国人民代表大会第4回会議通過，1982年1月1日施行)第3条，《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』，中国対外経済貿易出版社，1984年，III-57，同「外国企業所得税法」邦訳，日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』，1984年，175頁。

(188) 同上「外国企業所得税法」，同上『年鑑』，III-58，同上邦訳書，176頁。

外資利用上の外資直接投資としての対象ではないが、所得税率は20%である(同「所得税法」第11条，同上『年鑑』，同上頁，同上邦訳書，同上頁)。これら該当源泉所得については、「外国企業所得税法施行細則」第27条に解釈が示され、別途特別の規定がある場合を除き、収入の全額によって納めるべき税額を算定し、税金は支払単位がその都度支払う金額の中から徴収して納付すると定めている(「外国企業所得税法施行細則」第27条，同『年鑑』，III-61，同上邦訳書，180頁)。

国際金融機関が中国政府及び中国国家銀行に貸し付けた利子所得については、所得税が免除される。外国銀行が、中国国家銀行へ優遇金利で貸し付けた利子所得については、所得税が免除される。

外国銀行が、中国国家銀行に預金または通常金利で中国国家銀行へ貸し付けた利子所得については、所得税が課せられる。ただし、中国国家銀行が相手国内における預金・貸付金の利子所得については、所得税を納付していない場合は、相応に免税することができる(同「所得税法」，同『年鑑』，III-58，同邦訳書，176頁)。

この外に、外国企業の各種利息に関しては、所得税減免暫行規定(「財政部關於外商從我国所得的利息有關減免所得稅的規定」(1983年1月7日公布，同年1月1日実施，同『年鑑』，III-71~72，(「文末参考付表14」)。ノウハウ使用料の所得税についても所得税減免暫行規定がある。規定に定められたノウハウ使用料は、通常課される20%から10%に減じることができ、このうち先進技術、優遇条件のものは所得税を免税することができる(「財政部關於專有技術使用費減征，免稅所得稅的暫行規定」<1982年12月13日財政部公布，83年1月1日施行>，同『年鑑』，III-70~71，同「規定」邦訳，同邦訳書，188~189頁)。

また、所得税上の優遇として、農業、林業、牧畜業など利潤率の低い業種に従事する外国企業で、⁽¹⁹²⁾経営期間10年以上のものについては、企業が申請し、税務機関の認可を経れば、利益があがりはじめた年度から数えて、1年目は所得税は免除し、2、3年目は所得税を半減され減免税期間の満了後も、財務部の認可を経て、更に以後10年以内は引続き所得税の100分の15乃至100分の30の軽減措置をうけることができる(同「所得税法」第5条)。

外国企業に年次欠損が生じた場合、次年度の所得から相当する額を控除することができる。次年度の所得から控除しきれない場合は、それ以後毎年の所得から控除することができる。ただし最長で5年を超えてはならないとされている(同「所得税法」第6条)。

「外国企業所得税法施行細則」では、本稿で記した外に、工業、商業、サービス業別に規定された課税所得額の算定方法、課税所得金額算定の際に原価、必要経費及び損失に算入してはならない支出項目、減価償却に関する事項(外国企業が購入した技術ノウハウ、特許権、商標権、著作権、土地使用権、その他の権利など無形資産の償却、外国企業の開業準備中に発生した費用の償却等も含む)、棚卸資産に関する事項などが規定されている。

海洋石油資源採掘に関する対外合作については、「中華人民共和国対外合作開採海洋石油資源条例」が1982年1月30日公布されているが、「外国企業所得税法施行細則」では、次のように規定されている。これによると、外国企業が海洋石油資源の探査、開発作業を請け負っている場合、請負総収入に基づいて利益率を査定し、課税所得を計算することとし(同上「施行細則」第24条)、海洋石油資源の合作開発に従事している外国企業が、原油の分与を受けた場合は所得を得たものとし、国際市場の同種原油価格を参考に定期的に調整した価格に基づいて、収入額を計算することとされる(同上「施行細則」第26条)。

すでに述べたように、合弁企業が企業活動を遂行するために(輸出製品の生産のために輸入するものも含む)必要な機械設備、原材料、燃料、付属品、輸送手段及び

(189) 同上「外国企業所得税法」、同上『年鑑』、III-57、同上邦訳書、175頁。

(190) 外国企業と中国企業との合作生産、合作経営においては、別な規定がある場合を除くほかは、合作各当事者がそれぞれ所得税を収めなければならない(同上「外国企業所得税法実施細則」第3条、同上『年鑑』、III-59、同上邦訳書、177頁)。

(191) 生産規模が小さく、利潤の低い企業とは、年間所得総額が100万元以下の外国企業を指す(同上「外国企業所得税法施行細則」第6条、同上『年鑑』、III-59、同上邦訳書、177頁)。

(192) 深層坑内で石炭鉱山資源の採掘を行い、利潤率の低い外国企業が含まれる(同上「外国企業所得税法施行細則」第7条、同上『年鑑』、III-59、同上邦訳書、177頁)。

事務用品（所謂物資）を輸入する場合、輸入関税と工商統一税が免除されることとなっている（「文末参考附表9」を参照）。1984年改めて「中外合弁企業輸出入貨物の監督・管理及び徴免税に関する規定」を公布している。合作企業についても、1984年「中外合作企業輸出入貨物の監督・管理及び徴免税に関する規定」を公布しており、合作企業が認可された契約にもとづいて、外国企業の投資または追加投資のために輸入する物資について、上記合弁企業に準じた規定を公布したが、両者の間にはまた差別も存在している。さらに、中外合作海洋石油開発についても、1982年「中外合作海洋石油開発輸出入貨物の関税及び工商統一税徴免税に関する規定」（1982年2月28日國務院批准，82年4月1日公布）が公布されている。これらの詳細については、後に相互に対照して述べることにする。

(3) 経済特区の位置づけと外資導入

周知のように、1980年8月26日第5期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で「広東省経済特区条例」が批准され、深圳（1980年8月設立，327.5平方キロメートル）⁽¹⁹³⁾、珠海（1980年8月設立，当初6.81平方メートルであったが，83年6月15.16平方キロメートルに拡張）⁽¹⁹⁴⁾、汕頭（1981年11月設立，当初1.6平方キロメートルであったが，1984年11月52.6平方キロメートルに拡張）⁽¹⁹⁵⁾、廈門（アモイ，1980年10月設立，当初2.5平方キロメートルであったが，1985年7月拡張され131平方キロメートル）⁽¹⁹⁶⁾の経済特区建設が開始された。経済特区は香港や台湾のような“一国二制度”⁽¹⁹⁷⁾といった特別行政区ではなく，中華人民共和国の完全な主権下の行政区域で，経済特区の“特”の意味するところは，特殊的経済政策と特殊的经济管理を實行するということにある。

経済特区の主要な特徴は以下の6点に集約されよう。

- ① 経済特区設定の目的は，外資を吸収・利用して先進技術を導入し，対外貿易を發展させ，速やかな経済發展をはかるためではあるが，同時にこの実践の中で，現代資本主義経済を觀察・研究し，国際経済交流に参加することの重要な役割を

(193) 香港《中国经济特区年鉴》編輯部『中国经济特区年鉴・1984・開放号』，香港《中国经济特区年鉴》出版社，1984年，164頁，蘇東斌主編『中国经济特区史略』，広東経済出版社，2001年，53頁。

(194) 蘇東斌主編『中国经济特区史略』，広東経済出版社，2001年，185～186頁，627頁。

(195) 同上書，260～261頁，269頁。

(196) 同上書，307頁，317頁，629頁。

(197) この意味で政治特区でもなく，かつての帝国主義下の旧中国の「租界」と本質的に異なる（《当代中国》叢書編輯委員会『当代中国的经济特区』，当代中国出版社，1993年，9頁）。

学習して、その役割を高め、経済体制改革の実験を試みることにある。⁽¹⁹⁸⁾

- ② 経済特区の発展は主として外資利用による。特区の経済は、全国的には社会主義経済の主導下で、多種の経済構成体が併存し、中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業を主とする総合体であり、特区と区別される内地社会主義全人民所有制経済と異なる。⁽¹⁹⁹⁾
 - ③ 特区経済の活動は、計画的社会主義商品経済の主導下で、市場調節作用を十二分に発揮させる、あるいは市場調節を主とするという意味で、特区と区別される内地と異なる。⁽²⁰⁰⁾
 - ④ 特区に投資する外国投資家は、税収、土地使用料、出入国管理の面で特殊な優遇措置と便益が与えられる。
 - ⑤ 特区では経済活動上かなり多くの自主権が与えられる。
 - ⑥ 特区は工業を主とし、工貿結合、技貿結合による外向型経済発展を目指す。
- 以下「広東省経済特区条例」によって、少し詳しい内容を見てみよう。

(198) 同上書、9～10頁、趙元浩・陳肇斌主編『中国特区経済』、科学普及出版社、1984年、79～80頁。経済特区を設立するに先行して、「輸出加工区」構想、「輸出特区」構想が検討されたが、多目的の内容を盛り込んだ「経済特区」に決定された(同『当代中国的經濟特区』、6～7頁、同『中国特区経済』、77～79頁)。

特区は内地の技術の導入、拡散を推し進める窓口として、管理習得の窓口として、また知識習得の窓口としての役割を担っていることから、内地企業との関係を深めるために、特区における内聯企業の役割が重視される。内聯企業とは、特区内において内地の単位と経営資金上直接関係をもつ企業、事業単位をいう。大別四つの形式がある。①内地企業で特区に設立した企業、②内地企業と特区企業が共同経営する企業、③内地企業と外資が経済特区で共同経営のため設立した企業、④内地企業、特区企業、外資が共同経営するため設立した企業の四つに分けられる(王文祥編著『中国经济特区和十四個開放城市』、中国展望出版社、1986年、23～24頁)。具体的な規定の例として、「廈門(アモイ)経済特区与内地經濟聯合的規定」(1984年7月14日福建省第6期人民代表大会常務委員会第8回会議通過、85年2月24日公布、施行)がある。これによると、内聯企業は製品の輸出を主とすることが要請されるが、国内資本内聯企業で開発型企業には企業所得税上の優遇、外貨留成上の優遇が与えられる外、獲得外貨の使用上の制限、特区への移住・居住制限に特別措置が与えられる(『中国經濟特区開發区法律法規選編』、中国展望出版社、1987年、213～215頁)。

(199) 中国は屢々香港、澳門(マカオ)、台湾などと区別して“内地”という概念を使用するが、これは政治的に中華人民共和國中央政府の完全な主権下ある領域と、潜在主権下にありながら、何らかの理由、事情から部分的に主権の譲許をしている領域とか、主権の完全な発動が妨げられているような領域とを区別するためと思われる。明確な一例として挙げれば、2004年8月に出された「關於内地企業赴香港、澳門特別行政區投資開辦企業核准事項的規定(「内地企業の香港、マカオ特別行政區における投資企業創設審査・批准に関する規定」)(商務部、國務院香港澳門弁公室)にみられる。

- ① 特区内は外国の公民、華僑、香港・マカオ同胞及びその会社、企業（以下投資家と略称す）が投資して工場を設置し、または中国側と合弁で工場を設置し、企業及びその他の事業を行うことを奨励する。同時に、その資産、取引利潤及びその他の合法的權益を法律により保護する(第1条)。
- ② 広東省経済特別区管理委員会を設立し、広東省人民政府を代表し各特別区に対し、統一的管理を実行することとする(第3条)⁽²⁰²⁾。
- ③ 特別区は投資家のために広範囲な経営内容を提供し、良好な経営条件をつくり出し、安定した経営の場を保証する。⁽²⁰³⁾すべての国際経済協力及び技術交流で積極的な意義をもつ工業、農業、牧畜業、養殖業、観光業、住宅及び建築業、高級技術研究製造業並びに投資家と中国側が共に興味をもつその他の業種は、いずれも投資あるいは、中国側と合弁事業を行うことができる(第4条)。
- ④ 投資家が特別区で投資して工場を設置し、各種経済事業を行うときは、広東省経済特別区管理委員会に申請書を提出し、審査・批准⁽²⁰⁴⁾ののち、登録証書及び土地使用証書が発給される(第7条)。
- ⑤ 投資家は特別区内に設立された中国銀行あるいは中国側の承認を得て設立された銀行口座を開設し、関連外国為替事務を処理することができる。
投資家は、特別区に設立された中国人民保険公司あるいはその他の中国側の批准を得て設立された保険会社の各種保険を付保することができる(第8条)。
- ⑥ 特別区企業の製品は国際市場への販売に供する。その製品を中国の国内で販売するときは、広東省経済特別区管理委員会の審査・承認を得るものとする。あわ

(200) 趙元浩・陳肇斌主編『中国特区経済』、科学普及出版社、1984年、63頁、胡征慶著『中国対外開放政策—投資、貿易、経済合作機会』、成都科技大学出版社、1989年、21頁。

(201) 胡征慶著『中国対外開放政策—投資、貿易、経済合作機会』、成都科技大学出版社、1989年、21頁。

(202) 広東省経済特別区管理委員会の職権

①特別区の開発計画を制定し、実施すること、②投資家の特別区における投資項目を審査・批准すること、③特別区の工商登記及び土地の審査・割当を取り扱うこと、④特別区内に設けられた銀行、保険、税務、国境検査、郵便・電信などの機関の業務関係を調整すること、⑤特別区の企業が必要とする職員・労働者を提供すること。同時に、職員・労働者の正当な權益を保護すること、⑥特別区の教育、文化、衛生及び公益諸事業を行う、⑦特別区の治安を維持し、法により特別区内の人身及び財産が侵犯されないように保護すること(第23条)、⑧深圳特別区は、広東省経済特別区管理委員会が直接経営、管理する。珠海、汕頭の特別区には必要な事務処理機関を設立するものとする(第24条)。

(203) 特別区の整地及び給水、排水、電力供給、道路、埠頭、通信、倉庫など各種公共施設は、広東省経済特別区管理委員会が責任をもって建設する。必要なときには外資を導入して建設することができる。また、外資を参画させることもできる(第7条)。

- せて、税関に納税手続きをとらなければならない(第9条)。
- ⑦ 投資家は特別区内で自己の企業を独立経営することができる。外国籍要員を雇用して技術及び管理の仕事に当たらせることができるものとする(第10条)。
- ⑧ 特別区の土地は中華人民共和国の所有であるが、投資家が土地を使用する際は、実際の必要に応じて提供し、使用期間、地代と納入規則は業種と用途のちがいに基づき優遇を与える(第12条)⁽²⁰⁵⁾。
- ⑨ 特別区企業が輸入する生産に必要な機器設備、部品・付属品、原材料、輸送手段及びその他の生産資材は、輸入税を免除することができる。⁽²⁰⁶⁾ 必要とする生活用品については、具体的な状況に基づき、それぞれ課税あるいは輸入税を減免することができる。上記の物品の輸入及び特別区の製品を輸出するときは、いずれも税関に申告手続きをとらなければならない(第13条)。
- ⑩ 特別区の企業の所得税税率は100分の15とする。「広東省経済特区条例」の公布後2年以内に投資し、経営する企業あるいは投資額が5百万ドル以上の企業、あるいは技術が比較的高く、資金の回転が比較的長期にわたる企業に対しては、特恵待遇を与えるものとする(第14条)⁽²⁰⁷⁾。また、投資家が取得利潤を特別区内に再投資し、5年以上になる者は、再投資に用いた部分の所得税を減免を申請することができるものとする(第16条)。
- ⑪ 投資家が企業所得税を納付したのち、取得した合法的利潤、特別区企業の外国籍職員、労働者、華僑職員・労働者、香港・マカオ職員・労働者の個人所得納税後の賃金及びその他の正当な収入については、特別区外国為替管理規定に基づき、特別区内の中国銀行あるいはその他の銀行を通じ送金することができるものとする(第15条)。
- ⑫ 各特別区に労働服务公司を設立する。特別区企業が雇用する中国職員及び労働者は、現地の労働服务公司の紹介あるいは広東省経済特別区管理委員会の同意

(204) 全体の枠組は脚注(33)の通りである。広東省の深圳、珠海、汕頭の3経済特区、福建省の廈門経済特区設立合弁企業は、当該地経済特区管理委員会が審査する。各特区の全体発展計画は国務院が批准する。各特区は国家の批准した全体発展計画に基づき総合バランスをとった基礎の上で、特区の基本建設を統一計画配置する。投資規模が1億元以上のプロジェクトは省人民政府の批准を経たのち国務院の批准を受けなければならない。軽工業では3千萬元以上のプロジェクト、重工業では5千萬元以上のプロジェクトは省人民政府の批准を経た後、国家計画委員会の批准を受けなければならない。これ以下のプロジェクトで建設条件と生産条件上自己でバランスがとれるならば、自己で自主的に行うことができる(中共中央、国務院關於批轉《当前試办經濟特区工作中若干問題的紀要》的通知〈1982年12月3日〉、《当代中国》叢書編輯委員會『当代中国的經濟特区』、当代中国出版社、1993年、480頁)。

を得て投資家が独自に応募するものとする。ただし、いずれも企業が試験をして採用し、職員、労働者と労働協約を結ぶものとする(第19条)。

特別区企業が雇用する職員・労働者は、当該企業がその経営の要求に照し管理し、必要な時には解雇できるものとする。その手続きは、労働協約の規定に基づいて行うものとする。

特別区企業の職員・労働者は、労働協約の規定に基づいて、企業に対し退職を申請することができるものとする(第20条)。

特別区企業に働く中国人職員・労働者の賃金水準、賃金形態、報奨規則及び労

(205) 深圳経済特区の場合、土地は深圳市人民政府が統一的に管理し、建設の必要に応じて、関連法令の規定に照らして、土地の買い上げ、収用あるいは国有化することができる。土地の使用は深圳市人民政府に申請し、認可をえて、諸手続の完了後(「土地使用証書」が発給される)使用することができ、土地の売買は形態の如何を問わず禁止される。外国の投資家は、「土地使用証書」に規定する範囲外の土地を占有してはならず、用途を随意に変更してはならない(必要な時には手続を経なければならない)。

土地使用年限

①工業用地:30年, ②商業(レストランを含む)用地:20年, ③分譲用住宅の用地:50年, ④教育, 科学技術, 医療衛生用地:50年, ⑤遊覧事業用地:30年, ⑥植物栽培, 牧畜, 養殖業用地:20年

外国の投資家が事業に使用している土地で、規定年限満了後、事業の継続を希望するときは、経済特別区の主管部門の認可を経て、契約を継続することができる。

土地使用料基準(1平方メートル)

外国投資家の単独出資企業あるいはわが方との合弁企業の用地は、新たな土地あるいは原有企業用地を問わず、土地使用料を支払わなくてはならない。土地使用料の基準は、地区の条件、業種及び年限によって分類、確定する。1平方メートル当たりの年間使用料の標準は次の通りとする(単位=人民元)。

①工業用地:10~30元, ②商業用地:70~200, ③分譲用住宅の用地:30~60元, ④旅行者用建築物:60~100元

植物栽培, 牧畜, 養殖業用地の料金の標準は、別途協議し決定する。

「深圳経済特区土地管理暫定規定」公布の日(1981年11月17日)から、土地使用費は3年に一度調整する。その変動幅は30%を超えないものとする。

特別区で、教育、文化、科学技術、医療衛生及び公益事業を行うときは、土地使用費を特別優遇する。技術の特に先進的な事業及び利益を目的としてい事業には土地使用費を免除することができる。

外国の投資家が使用する土地内における、電力の供給、水の供給、排水、下水道、ガス管及び通信施設はみずから建設しなければならず、使用地外の幹線との接続関係費用は、外国の投資家が支払わなければならない(「深圳経済特区土地管理暫行規定」(1981年11月17日広東省第5期人民代表大会常務委員会第13回会議通過, 1982年1月1日施行), 『中国経済特区開発区法律法規選編』, 中国展望出版社, 1987年, 64~68頁, 同「土地管理暫行規定」邦訳, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 268~270頁)。

働保険、職員・労働者に対する国の諸手当は、広東省経済特別区管理委員会の規定に照し、企業が職員・労働者と契約を結ぶものとする(第21条)。

深圳経済特区の技術導入については、「深圳経済特区技術引進暫行規定」によるが、要点は以下のようになっている。

① 導入する技術は実用的先進的な、顕著の経済効果をもつ技術でなければならない。それには次のものを含む。

①aすでに有効な特許権を取得した技術、①b特許出願中の技術、①c技術ノウハウ

② 導入した技術が世界の先進水準を有するか、あるいは重要な経済効果を有する場合、双方の当事者は深圳市科学技術発展センターおよび関係する国家研究部門が発行した証明をもとに、深圳市税務機関及び土地管理部門等に申請し認可されれば、租税および土地使用料などの面で、特別区の関係規定にしたがって特別に優遇することができる。

③ 供給側が特許権を取得した技術、特許出願中の技術、技術ノウハウを移転する場合、当該特許証書、説明書、特許権移転証明書、特許出願書、発明説明書、出願権移転証明書、設計書技術規定及び見取図中核設備、模型、見本、材料明細書及び説明書、捜査方法の説明、製品品質管理及び検査方法、保守の方法と設備並びにそれに関する商業情報等の資料を提供しなければならない。

また、供給側は契約に定める期間内に、すべての移転技術を受領側から指定した要員に伝授し、かつ養成に責任をもち、受領側がすべての技術および操作方法を習得するよう保証するものとする。

④ 供給側は導入技術の法的有効性と初期の技術効果を保証するものとする。⁽²⁰⁸⁾受領者側は契約を厳格に守り、供給側の技術特許権を確実に尊重するものとする。⁽²⁰⁹⁾

(206) 特別区企業が中国で生産された機械設備、原材料及びその他物資を用いることを奨励する。その価格は中国の同時期の同種類商品の輸出価格を参照して、優遇を与えることができる。また外貨で清算することとする。これらの製品及び物資は、販売単位の販売証明書により、直接特別区に送ることができるものとする(第17条)。

(207) 特区企業の所得税率は15%、地方所得税の減免は特区人民政府が決定することとなっているが、一般には課されない(《当代中国》叢書編輯委員会『当代中国的經濟特区』、当代中国出版社、1993年、51頁)。深圳経済特区の場合、状況によって優遇条件は異なるが、「広東省經濟特区条例」公布(1980年8月26日)の日から1985年8月26日までに投資・開設した企業、投資金額が500万ドル以上の企業で、技術がかなり高く資金回転が長期にわたる企業など、企業特性によって差異はあるが、20~50%減税されるとか、利潤をあげはじめた年度から数えて、一律ではないが1年から3年にわたる免税といった優遇が与えられる(深圳市対外宣伝処・香港新晚報編印『中国經濟特区手冊』、1984年、125頁)。

- ⑤ 技術導入には次の方式を採用することができる。
- ①供給側が技術を提供し、あるいは専用設備とその技術を提供し、受領側と共同経営する方式、②ライセンス貿易、③補償貿易、④技術相談及び技術サービス、⑤技術による資本参加
- ⑥ 契約の期間は、技術による資本参加の場合を除き、一般に5年を超えない。ただし、双方が合意し、かつ深圳市人民政府の認可を求めた場合は適当な期間に延長できる。契約期間延長の申請は、契約の満了する6カ月前に行うものとする。深圳市人民政府は申請報告を受取った日から1カ月以内に回答する。特許技術移転契約の終了日は、当該特許権の終了日を超えてはならない。ただし技術による資本参加の場合を除く。契約が認可の日から6カ月間実施されない場合、深圳市人民政府はこれを取り消すことができる。
- 上に定める期限は、正当な理由がある場合には、深圳市人民政府の許可を求めて延長することができる。ただし延長期間は3カ月を超えてはならない。実施期間延長の申請は期限満了前に行うものとする。
- ⑦ 契約の有効期間内に、一方の当事者が他方の当事者の承諾を得ないで独断で契約の権利と義務を全部または一部他人に譲渡した場合には、違約責任を負うものとする。
- ⑧ 供給側が技術で資本参加し、受領側と合併する場合、技術出資の比率は最高当該合併企業の資本金の百分の二十を超えないようにし、同時に同額以上の現金あるいは現物で出資するものとする。一方の当事者が他方の当事者の承諾を得ないで、すでに資本参加した技術を他人に移転した場合には、違約責任を負うものとする。
- ⑨ 特区内の企業・事業単位その他の経済機構が、華僑、香港・マカオ同胞、台湾同胞、その他の企業から技術を有償導入する場合も同「規定」を適用する。⁽²¹⁰⁾

(208) 供給側の原因で製品販売に支障をきたし損害を与えた場合、供給側は損害賠償をするものとする。特許権が途中で失効あるいは特許出願が拒絶された場合、受領側は契約の修正あるいは終了を提起する権利を有する。損害を与えた場合には、供給側が損害賠償するものとする。供給側の原因によって、導入技術が契約に定める要求に達しない場合、供給側は違約責任を負い、損害賠償をするものとする。

(209) 導入技術中の秘密部分については、受領側は契約に定める範囲と期間に照らして秘密保持の義務を負うものとする。受領側が違約し秘密を漏洩し供給側に損害を与えた場合は、契約の規定に照らし損害賠償をするものとする。この規定を執行することにより導入技術中の秘密部分に触れた職員・労働者は秘密保持の義務を負うものとする。秘密を漏洩した場合には、法的責任を追及し、損害賠償をさせるものとする。

「広東省経済特区条例」で定められているように、特区の経済活動の展開に円滑に対応するため広東省経済特別区発展会社が設立され、①資金準備及び信託業務、②特別区関連企業の運営、投資家と特別区の関連企業との合弁事業の経営、③特別区の投資家が国内と取引する購買・販売事務代行及び商談サービスの提供などの業務サービスを担当する。この傘下、各特区管理委員会の下で各特區別に同様な発展会社が設けられ、業務推進をはかっている。廈門経済特区には廈門経済特区聯合発展会社がある。

なお、上段でも一部触れたものも含めて、例えば、「広東省経済特区出入境者管理暫行規定」、「広東省経済特区企業登記管理暫行規定」、「広東省経済特区企業労働賃金管理暫行規定」といった省レベルの規定、「深圳経済特区土地管理暫行規定」、「深圳経済特区不動産管理暫行規定」、「深圳経済特区対外経済契約規定」、「深圳経済特区技術導入暫行規定」、「深圳経済特区企業登記管理施行細則」等といった類の各特区ごとに固有の諸管理規定があり、優遇条件も特区によって若干異なる点がある。

(4) 外資導入の実態

最後に、上述のような外資導入に向けての政策と一定の措置が実行されたこの段階での外資導入の実態について一瞥しておこう。

第9表は1979～84年の期間における中国の外資利用の状況を整理したものであるが、これによると、この段階で中国が実際に利用した外資総額は約173億ドルで、主は借款の形での利用で76%、直接投資形態のものが約41億ドルで24%、ほぼ外資利用総額の四分の一である。

同期間における中国の利用外資の国・地域別構成でみると、対外借款と外資直接投資の合計契約累計金額で最も規模の大きいのは香港・澳門（マカオ）で約66億ドル、次いで日本でほぼ50億ドル、世界銀行が19億ドル、アメリカが13億ドル、イギリスが6億ドル程度で、以下フランス、ドイツ、クウェート、オーストラリアが続き、これら10ヵ国・地域・国際機関で全体の6割強を占めている⁽²¹¹⁾。香港・澳門（マカオ）の場合98%が直接投資の形であるのに対して、日本の場合77%は借款、直接投資は23%を占めるにすぎない。アメリカの場合も香港・澳門（マカオ）と似た形でほぼ80%が直接投資となっている。

同期間に実際に利用した外資金額の国・地域別累計投資金額の内訳に関する資料

(210) 「深圳経済特区技術引進暫行規定」(1984年1月11日広東省第6期人民代表大会常務委員会第5回会議批准、同年2月8日広東省人民政府公布、施行)、『中国経済特区開發区法律法規選編』、中国展望出版社、1987年、377～381頁、同「規定」邦訳、日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』、1984年、284～286頁)

第9表 1979～84年における中国の外資利用状況

項 目	契約件数及び契約金額		実行外資投資額 (万ドル)
	件数	金額 (万ドル)	
総 計	4,735 (2,531)	2,641,224 (2,148,762)	1,732,860 (1,462,408)
I 対外借款	117 (79)	1,608,474 (1,403,506)	1,322,383 (1,193,816)
1 政府借款	96 (67)	384,163 (333,698)	291,686 (219,388)
2 国際金融機構借款	21 (12)	292,790 (195,840)	119,113 (100,815)
3 バイアーズクレジット		63,393 (50,067)	63,393 (50,067)
4 中国銀行を通じた外貨借入		756,045 (756,045)	756,045 (756,045)
5 その他		112,083 (67,856)	92,146 (67,501)
II 外資直接投資	4,618 (2,452)	1,032,750 (745,256)	410,477 (268,592)
1 合弁企業	931 (190)	138,198 (31,543)	42,791 (17,318)
2 合作経営	2,212 (1,123)	471,394 (322,992)	122,347 (75,845)
3 合作開発	31 (31)	242,291 (242,291)	131,105 (78,813)
4 独資企業	74 (48)	47,133 (37,142)	9,801 (8,307)
5 補償貿易	1,370 (1,060)	99,338 (83,171)	70,037 (60,192)
6 その他		34,396 (28,117)	34,396 (28,117)

注①上段の数値は1979～84年までの累計数値、下段の括弧内の数値は1983年までの累計数値である。

②借款項目数は国家統一借款項目数であるが、イタリアからの最初の借款の中には32項目の民間借款を含むバスケット借款が入っている。

③バイアーズクレジット契約金額は実際に支払われた金額である。

④外資直接投資のその他の項目は、委託加工・組立貿易において外資側が実際に提供した設備金額である。

出所：《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、中国対外経済貿易出版社、IV-183、同編『同年鑑・1985』、華潤貿易諮詢有限公司、1985年、1066頁、1069頁の各表より作成。

は入手できないが、1984年の状況をみると、総額27億ドルのうち、日本が10億7千万ドル（借款79%，直接投資21%）、香港・澳門（マカオ）が7億5千万ドル（ほぼ全額が直接投資）、アメリカが2億9千万ドル（直接投資89%，借款11%）、世界銀行が1億8千万ドル、イギリスが1億3千万ドル（直接投資74%，借款26%）となっている。

借款の形での累計外資利用の中では、中国銀行を通じた外資導入が最も多く、借款の半部以上を占める。これに次ぐのは政府借款で、ほぼ五分の一を占め、政府借款と国際機構からの借款と加えると約41億ドル、借款全体のほぼ三分の一を占める。

本表では外資直接投資は補償貿易や委託加工・組立貿易に係る部分も含めて統計されているので、中国の一部の統計表上外資直接投資導入として掲げられている数値と異なっている場合があるので注意を要する⁽²¹²⁾。

この段階の外資直接投資を資本参加経営形態別にみれば、契約件数では圧倒的に合作経営企業数が多く、また、補償貿易形態での外資投資件数も相当多い。外資側は期限を限定した合作経営や補償貿易形態での投資に重点を置き、長期の経営期間を見込んだ投資に逡巡を示していた痕跡が窺われる。この両者で外資直接投資件数の78%を占める。合弁の形で外資が参加した契約企業件数は20%程度である。実行投資金額では合作開発プロジェクトでの外資投資総額が約13億ドルで最も投資金額が大きく、一件当たりの契約投資規模も7,816万ドルで最も大きい。合作経営の実行外資投資総額は約12億ドル、一件当たりの契約投資規模は213万ドルである。合弁企業では実行外資投資総額4億ドル、一件当たり契約投資規模は148万ドルである。独资企業の形での実行外資投資総額は1億ドルに満たないが、一件当たり契約投資規模は637万ドルで、合弁企業や合作経営企業よりもはるかに大きい。

1979～83年までの累計件数190件の合弁企業の合弁期間は最も短いもので5年、最

(211) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、中国対外経済貿易出版社、IV-184、同編『同年鑑・1985』、華潤貿易諮詢有限公司、1985年、1072～1073頁の各表による。

これらの数値の総計と第8表の数値総計との間に約3億ドル程度の差がある。これは貿易決済上、通常の決済の形のものの一部がバイアーズクレジットに切り替えられたものを含むかどうかによる。

(212) 例えば、筆者も別著（『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、174頁の第6-1表、175頁の第6-2表）で引用している中華人民共和国国家統計局編『新時代跨越—从十三届四中全会到十六大』中国統計出版社、2002年、229頁、230頁の統計表では、補償貿易と委託加工・組立貿易に係る部分が統計に入れられていないため、本表の数値と異なるが、本表の数値からこの部分を差し引けば数値は一致する。

長のもので30年、期間10～20年のものが比較的多く、若干ホテル経営などもあるが、主として生産部面での合弁である⁽²¹³⁾。1979～83年までの合作経営累計件数は1,123件であるが、関連資料は外資投資額が100万ドル以上のものに限られるため詳細は分からないが、外資投資額が100万ドル以上の合作経営のもの126件でみる限りにおいては、期間は最も短いもので2年、最長のもので20年、10～15年のものが比較的多く、ホテル、娯楽、不動産などが比較的多くみられる⁽²¹⁴⁾。

合作開発はすべて海洋石油開発プロジェクトで、アメリカ、イギリス、フランス、日本等の企業であるが、1件当たり最も規模の大きいものは1980年に批准された日本石油開発株式会社の6億ドルのものである。これに次ぐのは1983年批准されたBPグループの3億3,420万ドルのものである⁽²¹⁵⁾。

すでに述べたように、この段階では「中外合資経営企業法」が制定されているのみで、中国としては合弁の形での外資直接投資導入への道を敷いたわけではあるが、外資側の対応は必ずしもこれに合致しているわけではないことがわかる。資本全額が外国投資者によって投資される外資独資企業である外資企業は、第8表にみるように、1983年までに累計48件批准されており、契約投資金額3億7,142万ドル、実行投資額は8,307万ドルであるが、前述したようにすべて経済特区においてである。特区域別では、深圳に43件（この内香港資本によるもの40件、日本資本系によるもの1件－三洋電機<香港>有限公司、アメリカ資本によるもの1件－華僑補修学校、アメリカ系資本によるもの1件－香港設立のアメリカ系企業）、汕頭に4件（いずれも香港資本によるもの）、廈門に1件（シンガポール資本によるもの）となっているが、ほとんどが香港資本の投資である。経済特区における独資企業の経営期間は、3年と5年のものがそれぞれ一件あるが、この2件を除けば10～60年となっており、25年以上のものが26件となっている⁽²¹⁶⁾。1984年には26件が批准されている。

1983年末までの補償貿易や委託加工・組立貿易に係る部分（深圳2,052件、珠海1,150件）を除く経済特区の外資直接投資導入契約件数は604件（深圳460件、珠海50件、汕頭59件、廈門35件⁽²¹⁷⁾）と報告されており、43%が経済特区で導入されていることになる。同年末までの経済特区の実行外資直接投資総額はほぼ6億ドル、同年末までの中国全体の実行外資直接投資導入総額（補償貿易や委託加工・組立貿易に係る部分を⁽²¹⁸⁾

(213) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、中国対外経済貿易出版社、1984年、IV-192～195。

(214) 同上『年鑑』、IV-199～203。

(215) 同上『年鑑』、IV-196。

(216) 同上『年鑑』、IV-197～198。

除く)のほぼ三分の一に当たり、当然ながら、この段階では外資側は経済特区への投資を重視していたことがわかる。

1984年までの業種別累計外資導入構成に関する資料が入手できないので、83年と84年の外資契約額業種別構成をみると、第10表にみるように、83年では契約投資総額34億3千万ドルの内対外借款が15億1千万ドルでほぼ44%、直接投資が19億2千万ドルで56%を占める。対外借款の内エネルギー(石炭、石油)、公共サービス(交通、郵便・電信電話、文化・教育・衛生)、農・牧・漁業分野が58%を占めている。直接投資では、海洋石油開発が最も大きく10億2千万ドルで直接投資全体の53%を占める。海洋石油開発を除けば、観光・旅行業で最も契約投資額が大きく9千5百万ドルで、商業と合わせると1億3千万ドルで、直接投資全体の7%を占める。他の目立った投資分野としては、機械部門が1億2千万ドルで全体の6%程度を占める。1983年は海洋石油開発が特に大きな比重を占めていることから、外資直接投資の端緒的特殊性が現れている。

1984年の外資契約額業種別構成では、総額47億9千万ドルのうち対外借款が19億2千万ドルでほぼ4割、直接投資が28億7千万ドルで6割を占める。対外借款のうちエネルギー(石炭、石油)、公共サービス(交通、郵便・電信電話、文化・教育・衛生)、農・牧・漁業分野が58%を占めている。直接投資では最も投資額が大きいのは観光・旅行事業で28億7千万ドル、全体の33%を占め、商業と合わせるとほぼ37%を占めることになる。その他の項目の中身がはっきりしないが、この中には不動産事業が含まれると思われる。このことから、観光・旅行事業、商業、交通、郵便・電信電話、文化・教育・衛生、不動産事業を含むその他を加えると、これらでほぼ7割以上を占めることになる。第一次産業への直接投資額はさしたる比重をもたないが、製造業部門への外資直接投資額が、この段階では中心的位置に立っていないことが特徴となっている。

これに対して、1984年までの実行外資導入累計額が5億ドルを超える深圳経済特区の場合では、借款額1,962万ドルとリース5,582万ドルを含む約5億4千万ドルの非借款外資投資うち、工業部門への投資がほぼ40%を占め、特区建設へ向けての建設業投資が28%で、両者を合わせるとほぼ7割を占めている。しかし、1986年以降建設業への投資は急激に下がり、工業部門への投資が飛躍的拡大をたどる。⁽²¹⁹⁾

(217) 香港《中国経済特区年鑑》編輯部『中国経済特区年鑑・1984・開放号』、香港《中国経済特区年鑑》出版社、1984年、202頁、262頁、293頁、365頁。

(218) 朴貞東著『経済特区の総括』、新評論、1996年、79～80頁、厦門経済特区の数値は同上『年鑑』、365頁による。

第10表 外資契約額業種別構成(1983年, 1984年) 単位: 万ドル

業種	合 計		対外借款		直接投資	
	1983年	1984年	1983年	1984年	1983年	1984年
総計	343,021	479,136	151,331	191,642	191,690	287,494
石炭	20,588	14,000	20,588	14,000		
石油	26,320	11,362	26,320	10,030		1,332
海洋石油開発	102,204				102,204	
交通	23,287	42,762	21,557	34,596	1,730	8,166
郵便・電信電話	4,861	1,249	597	1,000	4,264	239
機械	12,162	17,570	347	812	11,815	16,758
電力		19,624		19,624		
電子	2,673	12,276	495	5,867	2,178	6,409
軽工業	5,726	16,715	1,621	5,066	4,105	11,649
食品	3,808	13,620		1,621	3,808	11,999
紡織業	2,545	7,783	344	786	2,201	6,997
冶金	19,307	8,472	19,246	6,560	61	1,912
非鉄金属	297	727	277		20	727
化学工業	26,295	11,284	24,458	6,109	1,831	5,175
建設・建築	5,939	11,797	270	4,015	5,669	7,782
林業	120	142			120	142
農・牧・漁業	10,545	25,238	8,888	17,500	1,657	7,738
文化・教育・衛生	9,647	16,262	9,290	16,044	357	218
観光・旅行事業	9,489	94,046		95	9,489	93,951
商業	3,972	11,001	45		3,927	11,001
その他	53,236	143,206	16,988	47,907	36,245	95,299

出所:《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』, 中国対外経済貿易出版社, 1984年, IV-187, 同編『同年鑑・1985』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1985年, 1074~1075頁より作成。

1984年までの実行外資直接投資累計額(珠海経済特区で84年まで借款の形の外資導入はない)が約2億3千万ドルの珠海経済特区では、この段階までは不動産・サービス業への投資がほぼ55%を占め、工業部門への投資は17%程度と低いが、85年以

(219) 朴貞東著『経済特区の総括』, 新評論, 1996年, 79頁, 83頁。

第11表 1980～84年の期間における深圳経済特区と珠海経済特区の
業種別累計実行外資直接投資

単位：万ドル

業種 特区	企業種 合計	農・林・牧・ 漁・水産業	工業	建設業	交通・運輸 ・通信	商業・ 飲食業	不動産・ サービス業	その他
深圳 経済特区	53,569	104	21,176	15,110	1,593	8,870	2,320	4,396
珠海 経済特区	22,961	84	3,865	112	5,345	850	12,624	81

出所：朴貞東著『経済特区の総括』，新評論，1996年，83頁より作成。

降工業部門への投資が急速に拡大し、不動産・サービス業への投資は急速に下がってきいく。また、交通・運輸・通信部門への投資の動きも、不動産・サービス業への投資の動きと同様の傾向をたどる。⁽²²⁰⁾

第9表の外資直接投資欄の1979～84年までの累計を示す上段の数値と、79～83年までの累計を示す下段の数値比べると、契約件数、契約金額、実行投資額のいずれにおいても、84年に大幅な増加があったことが確認される。これは、1984年5月党中央と国務院が、外資利用と先進技術導入のテンポを加速化するために、さらに十四沿海通商港湾都市（大連市、秦皇島市、天津市、煙台市、青島市、連雲港市、南通市、上海市、寧波市、温州市、福州市、広州市、湛江市、北海市）と海南島を対外開放し、経済特区のような幾分かの特権政策を実行し、これらの対外経済活動の権限を拡大していくことを決定したことを背景とした急速な事態の進展を物語っている。⁽²²¹⁾ 関連する新しい段階の詳細については、また別稿で整理を試みたい。

(220) 同上書，同上頁。朴貞東氏は、このような傾向は経済特区にみられる一般的発展の特徴であると指摘している（同書，83～84頁）。

(221) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会輯編『中国対外経済貿易年鑑・1985』，華潤貿易諮詢有限公司，1985年，322頁。

付表1 合弁企業設立のための必要な手続

- 合弁企業設立に当たっては、以下の手続が必要である(脚注<31>、同「企業法実施条例」第9条、同書、64頁、同邦訳書、149頁)。
- ① 中国側合弁者が企業主管部門に対し、外国側合弁者と合弁企業を設立しようとする事業の建議書及び初歩的企業化研究<フィジビリティ・スタディ>報告を提出する。この建議書と初歩的企業化研究報告が企業主管部門の審査・同意を受け、かつ認可機関に回されて認可された後、合弁各方は初めて企業化研究を中心とする諸作業を行うことができ、これを基礎にして協議のうえ合弁企業の取り決め、契約、定款を締結する。
 - ② 合弁企業の設立を申請するときは、中国側合弁者が責任をもって認可機関に下記の正式文書を提出する。
 - ④合弁企業設立申請書、⑤合弁各方が共同で作成した企業化研究報告、⑥合弁各方の授權代表が署名した合弁企業の取り決め(同「企業法実施条例」第13条、同書、64頁、同邦訳書、150頁)、契約及び定款(同「企業法実施条例」第16条、同書、65頁、同邦訳書、150頁)
 契約には一般的な内容の外に特に以下の内容が含まれていることを要する。
 - ①経営範囲及び規模、②合弁企業の投資総額、資本金、合弁各方の出資額、出資比率、出資方式、出資の払込期間並びに出資額の不払い、譲渡に関する規定、③合弁各方の利益分配及び損失分担の比率、④採用する主な生産設備、生産技術とその調達先、⑤原材料購買と製品販売の方式、製品の中国内と中国外での販売比率、⑥外貨資金の収支計画、⑦財務、会計、監査の処理原則、⑧労務管理、賃金、福利、労働保険等の事項に関する規定、⑨合弁企業の期間、解散など清算の手続契約違反の責任、⑩合弁各方間の紛争を解決する方式と手続(同「企業法実施条例」第14条、同書、65頁、同邦訳書、150頁)

付表2 組織形態と資本金、投資総額

- ① 合弁各方の合弁企業に対する責任は、それぞれが引受けた出資額が限度である(同上「企業法実施条例」第19条、同上書、66頁、同上邦訳書、151頁)。
 - ② 合弁企業の投資総額(企業借入金を含む)とは、合弁企業契約、定款で定める生産規模に従って投下する必要のある基本建設投資金と生産・運転資金の総和をいう(同「企業法実施条例」第20条、同書、66頁、同邦訳書、151頁)。
 - ③ 合弁企業の資本金とは、合弁企業設立の為に登記管理機関に登録した資本総額をいい、合弁各方が引受けた出資額のとでなければならない。合弁企業の資本金は一般に人民元で表示するが、合弁各方が約定した外国通貨で表示することもできる(同「企業法実施条例」第21条、同書、151頁、同邦訳書、151頁)。
 - ④ 合弁企業は合弁期間中、資本金を減少させてはならない(同上「企業法実施条例」第22条、同書、66頁、同邦訳書、151頁)。
 - ⑤ 一方の合弁当事者が出資額の全部もしくは一部を第三者に譲渡する場合には、他方の合弁当事者の同意を得、かつ認可機関の認可を受けなければならない。一方の合弁者が出資額の全部もしくは一部を譲渡するとき、他方の合弁者は先買権を有する。一方の合弁者が第三者に出資額を譲渡する条件は、他方の合弁者に譲渡する条件より優遇条件であってはならない。上記の規定に違反した場合、その譲渡は無効となる(同「企業法実施条例」第23条、同書、66頁、同邦訳書、151頁)。
- 合弁企業の資本金の増額、譲渡もしくはその他の方式による処置は、董事会で決議し、かつ原認可機関の認可を受け、原登記管理機関で登記変更の手続をとらなければならない(同「企業法実施条例」第24条、同書、66頁、同邦訳書、151頁)。

付表3 出資方式

- ① 合弁者は通貨で出資してもよいし、建築物、工場建物、機械設備その他の物料、工業所有権、特許・技術、土地使用権等を評価して出資してもよい。建築物、工場建物、機械設備その他の物料、工業所有権、特許・技術で出資する場合、その評価は合弁各方が公平合理的原則に従って協議・決定するか、

又は合弁各方の同意する第三者に評定を依頼する(同上「企業法実施条例」第25条, 同上書, 66頁, 同上邦訳書, 151頁)。外国側合弁者が出資する機械設備その他の物料, 工業所有権又は特許・技術は, 中国側合弁者の企業主管部門の審査・同意を得, 認可機関の認可を受けなければならない(同「企業法実施条例」第30条, 同書, 67頁, 同上邦訳書, 152頁)。

- ② 外資側が出資する外国通貨は, 払込日に国家外国為替管理局が発表した外国為替相場で人民元に換算するか, 又は約定した外国通貨に算入する。中国側合弁者が出資した人民元現金を外国通貨に換算する必要がある場合には, 払込日に国家外国為替管理局が発表した外国為替相場による(同「企業法実施条例」第26条, 同書, 66頁, 同邦訳書, 151頁)。
- ③ 外国側合弁者が出資する機械設備その他の物料は, 下記の各条件に合致していなければならない。
- ④ 合弁企業の生産に不可欠のものであること, ⑤ 中国で生産できないか, 又は生産できるが価格が高すぎ, もしくは技術性能及び供給時期で需要を満たせないこと, ⑥ 評価は, 同種の機械設備その他の物料のその時点での国際市場価格を上回ってはならない(同「企業法実施条例」第27条, 同書, 66頁, 同邦訳書, 151頁)。
- ④ 外国側合弁者が出資する工業所有権又は特許・技術は, 下記の条件の1つに合致していなければならない。
- ⑤ 中国で差違って必要な新製品, 又は需要の多い輸出品を生産できること, ⑥ 在来製品の性能, 品質を著しく改善し, 生産能率を高めることができること, ⑦ 原材料, 燃料, 動力を著しく節約できること(同「企業法実施条例」第28条, 同書, 66頁, 同邦訳書, 151~152頁)。
- ⑤ 外国側合弁者が工業所有権又は特許・技術で出資するときは, 合弁契約の添付書類として, 当該工業所有権又は特許・技術の関係資料を提出しなければならない。これには特許証書又は商標登録証書のコピー, 有効性とその技術的特性, 実用価値, 評価計算の根拠, 中国側合弁者と結んだ評価取り決め等の関係書類が含まれる(同「企業法実施条例」第29条, 同書, 151~152頁, 同邦訳書, 152頁)。
- 合弁各方は, 契約で定めた期間にそれぞれに出資額の払込みを完了しなければならない。期間を過ぎても払い込まないか, 払込みを完了しない場合は, 契約の規定に従って延滞利子を支払い又は損害を賠償しなければならない(同「企業法実施条例」第31条, 同書, 67頁, 同邦訳書, 152頁)。
- 合弁各方が出資額を払い込んだ後, 中国に登録された会計士がこれを検証し, 出資検証報告を発行する。合弁企業はこれに基づいて出資証明書を発給する。出資証明書には, 下記の事項を明記する。合弁企業の名称, 合弁企業の創立年月日, 合弁者の名称(又は氏名)とその出資額, 出資年月日, 出資証明書の発給年月日(同「企業法実施条例」第32条, 同書, 67頁, 同邦訳書, 152頁)。
- ⑥ 合弁企業が必要とする土地の使用権をすでに中国側合弁者が有する場合には, 中国側合弁者はそれを合弁企業に出資することができる。その評価額は, 同種の土地使用権を取得するのに支払われる使用料と同一でなければならない(同「企業法実施条例」第48条, 同書, 68頁, 同邦訳書, 154頁)。

付表4 董事会と経営管理機関

- ① 董事会の成員は3人を下回ってはならない。董事会の定員配分は, 合弁各方が出資比率を参考にして協議・決定する。董事は合弁各方が任命する。董事長は中国側合弁者から任命し, 副董事長は外国側合弁者から任命する。董事の任期は4年とし, 合弁各方が引き続き任命した場合, 重任を妨げない(同上「企業法実施条例」第34条, 同上書, 67頁, 同上邦訳書, 152頁)。
- ② 合弁企業は経営管理機関を設け, 企業の日常経営管理を担当させる。経営管理機関には, 総経理1人, 副総経理若干人を置く。副総経理は総経理を補佐する(同「企業法実施条例」第38条, 同書, 67頁, 同邦訳書, 152頁)。総経理は董事会の諸決議を執行し, 合弁企業の日常経営管理を組織, 指導する。総経理は董事会から与えられた権限内で, 対外的に合弁企業を代表し, 対内的に部下を任免し, 董事会から与えられたその他の職権を行使する(同「企業法実施条例」第39条, 同書, 67頁, 同邦訳書, 153頁)。
- ③ 総経理, 副総経理は合弁企業の董事会が招聘し, 中国公民が担当しても外国公民が担当してもよい。董事会の招聘があれば, 董事長, 副董事長, 董事は合弁企業の総経理, 副総経理その他の高級管理職を兼任することができる。総経理は重要問題を処理するときには, 副総経理と協議しなければならない

い。総経理又は副総経理は、他の経済組織の総経理又は副総経理を兼任してはならず、他の経済組織の自企業との商業競走に参与してはならない(同「企業法実施条例」第40条、同書、67～68頁、同邦訳書、153頁)。

- ④ 合弁企業が外国及び香港・マカオに分支機構（販売機構を含む）を設立する必要があるときには、対外経済貿易部の認可を受けなければならない(同「企業法実施条例」第42条、同書、68頁、同邦訳書、153頁)。

付表5 利益配分と財務・会計

- ① 合弁企業が「中外合弁企業所得税法」に従って所得税を納付した後の利益配分の原則は次の通りである。
- ④ 予備基金、従業員報奨福利基金、企業発展基金を控除する。控除比率は董事会が決める、⑤ 予備基金は合弁企業の損失の補填に使うほか、認可機関の認可を受けて当該企業の増資、生産拡大に用いてもよい、③ 上記④の規定に従って3つの基金を控除した後の分配利益は、董事会が分配を決めた場合、合弁各方の出資比率に応じて分配しなければならない(同上「企業法実施条例」第87条、同上書、72頁、同上邦訳書、158頁)。
- ② 前年度の損失が補填されないうちに利益を分配してはならない。前年度に分配していない利益は、本年度の利益に組み入れて分配することができる(同「企業法実施条例」第89条、同書、72頁、同邦訳書、158頁)。
- ③ 合弁企業は合弁各方、地元税務機関、企業主管部門及び同級の財務部門に四半期及び年度会計報告書を提出しなければならない。年度会計報告書は、その写しを原認可機関に提出しなければならない(同「企業法実施条例」第89条、同書、72頁、同邦訳書、158頁)。
- ④ 合弁企業の下記の文書、証明書、報告書は、中国に登録されている会計士の検証を受け、証明をもらわなければならない。
- ④ 合弁各方の出資証明書(物料、土地使用権、工業所有権、特許・技術で出資する場合は、合弁各方が署名・同意した財産評価証明書及びその取り決め文書を含まなければならない)、⑥ 合弁企業の年度会計報告書、③ 合弁企業の清算会計報告書(同「企業法実施条例」第90条、同書、72頁、同邦訳書、158頁)。

付表6 外国為替管理

- ① 合弁企業は、国家工商行政管理局が発給した営業許可証をもとに、中国銀行又はその他の指定銀行に外貨建預金勘定と人民元建預金勘定を開設し、勘定開設銀行が受取り・支払いを監督する。合弁企業のすべての外貨収入は、勘定開設銀行の外貨建預金勘定に預け入れ、すべての外貨支出はその外貨建預金勘定から支払わなければならない。預金金利は、中国銀行が発表した利率による(同上「企業法実施条例」第74条、同上書、71頁、同上邦訳書、157頁)。
- ② 合弁企業の外貨支出は、通常収支の均衡を保つものとする。認可された合弁企業の企業化研究報告・契約によって製品の国内販売を主とした為に外貨の均衡をはかれない場合は、関係省、自治区、直轄市人民政府又は国务院主管部門が留成外貨のなかで調整・解決をはかり、解決できない場合は、対外経済貿易部が国家計画委員会と合同で審査した後、計画に組み入れて解決をはかる(同「企業法実施条例」第75条、同書、71頁、同邦訳書、157頁)。
- ③ 合弁企業が外国又は香港・マカオの銀行に外貨建預金口座を開設するときは、国家外国為替管理局又は同分局の許可を受け、かつ国家外国為替管理局又は同分局に受取り・支払い状況を報告し、銀行残高票を提出しなければならない(同「企業法実施条例」第76条、同書、71頁、同邦訳書、157頁)。合弁企業が外国又は香港・マカオに設立した分支機構は、現地に中国銀行がある場合、中国銀行に口座を開設しなければならない。その年度資産負債対照表と損益計算書は、合弁企業を通じて国家外国為替管理局又は同分局に提出しなければならない(同「企業法実施条例」第77条、同書、71頁、同邦訳書、157頁)。

付表7 外貨借入と人民元借入

合弁企業は経営業務の必要に応じて、「中国銀行の中外合弁企業融資取扱暫定規則」に従って中国銀行に外貨貸付、人民元貸付を申請することができる。合弁企業に対する貸出金利は、中国銀行が発表した利率による。合弁企業は、外国又は香港・マカオの銀行から外貨資金を借入することもできる。ただし、国家外国為替管理局又は同分局に届出なければならない(同上「企業法実施条例」第78条、同書、71頁、同邦訳書、157頁)。

付表8 基本建設計画と営業計画

① 合弁企業の基本建設計画(施工陣、各種建材、水、電気、ガス等を含む)は、承認された企業化研究報告に基づいて作成し、かつ企業主管部門の基本建設計画に組み入れるものとし、企業主管部門はこれを優先させ、その実施を保証しなければならない(同上「企業法実施条例」第54条、同上書、69頁、同邦訳書、154頁)。

合弁企業の基本建設資金は、合弁企業の勘定開設銀行が統一的に管理する(同「企業法実施条例」第55条、同書、69頁、同邦訳書、154頁)。

② 合弁企業が、合弁契約で定める経営範囲と生産規模に従って策定した生産経営計画は、董事会で承認してから執行し、かつ企業主管部門に届け出る。

企業主管部門及び各級の計画管理部門は、合弁企業に対して命令的生产経営計画を下達しない(同「企業法実施条例」第56条、同書、69頁、同邦訳書、154頁)。

付表9 購買・輸入

① 合弁企業は必要な機械設備、原材料、燃料、付属品、輸送手段及び事務用品等(以下物資という)について、中国で購入するか外国で購入するかを独自に決定する権利を有する。ただし、同等の条件のもとでは、可能な限り、まず中国で購入しなければならない(同上「企業法実施条例」第57条、同書、69頁、同邦訳書、155頁)。

② 合弁企業が中国で購入する物資の供給ルートは、以下の通りとする。

③ 計画分配に属する物資は企業主管部門の供給計画に組入れ、物資・商業部門又は生産企業が契約に従って供給を保証する、④ 物資・商業部門が取り扱う物資は、関係物資取扱単位から購入する、⑤ 市場の自由流通に属する物資は、生産企業又は取次販売、代理販売機構から購入する、⑥ 対外貿易会社が取り扱う輸出物資は、関係の対外貿易公司から購入する(同「企業法実施条例」第58条、同書、69頁、同邦訳書、155頁)。

合弁企業が中国で購入する必要がある、事務・生活用品は、必要量に応じて購入でき、制限を受けない(同「企業法実施条例」第59条、同書、69頁、同邦訳書、155頁)。

③ 合弁企業が国内で購入する物資及び必要とするサービス価格は、下記の規定による。

④ 輸出製品の生産に直接用いる金、銀、白金、石油、石炭、木材など6種類の原料は、国家外国為替管理局又は対外貿易部門が発表する国際市場価格で計算し、外貨もしくは人民元で支払う、⑤ 中国の対外貿易会社が取扱う輸出商品又は輸入商品を購入するときは、供給者・需要者双方が国際市場価格を参考にし協議して価格を決め、外貨で支払う、⑥ 中国国内で販売される製品を生産するのに必要な燃料用炭、車輛用油及び本条③、⑤項にあげた以外の物資を購入するときの価格、並びに合弁企業が水、電気、ガス、熱、貨物輸送、労務、工業設計、コンサルタントサービス、広告などを提供されるとき費用は、国営企業と同等に扱い、人民元で支払うものとする(同「企業法実施条例」第65条、同書、70頁、同上邦訳書、155～156頁)。

④ 合弁企業が合弁契約に定める経営範囲内で、当該企業の生産に必要な機械設備、部品・付属品、原材料、燃料を輸入するとき、国が輸入許可証の受領を義務づけるものについては、毎年1回計画を作成し、半年に1回許可を申請する。外国側合弁者が現物出資とする機械設備その他の物料は、認可機関の認可文書をもとに直接輸入許可証をとって輸入することができる。合弁契約に定める範囲を超えて輸入する物資で、国が輸入許可証の受領を義務づけているものは、別に許可を申請しなければならない(同「企業法実施条例」第63条、同書、70頁、同邦訳書、155頁)。

⑤ 合弁企業が下記の物資を輸入するときは、関税と工商統一税を免除する。

④契約の規定に従って外国側合弁者の現物出資となる機械設備、部品・付属品、その他の物料(その他の物料とは、合弁企業の工場「作業場」建設及び機械の据え付け、固定に必要な材料をいう。以下同じ)、⑤合弁企業が投資総額内の資金で輸入した機械設備、部品・付属品、その他の物料、⑥認可機関の認可を受けて、合弁企業が増資して輸入して、国内で生産・供給を保證できない機械設備、部品・付属品、その他の物料、④合弁企業が輸出製品の生産の為に外国から輸入した原材料、補助材料、器具素材、部品、包装材料

上記の免税輸入物資が許可を受けて中国国内で転売、または中国国内で販売する製品に転用されたときは、規定通り税金を納付又は追加しなければならない(同「企業法实施条例」第71条、同書、70～71頁、同邦訳書、156頁)。

付表10 輸出

合弁企業は、その製品を独自に輸出する権限を有する。又外国側合弁者の販売機構又は中国の対外貿易会社に代理、もしくは取次販売を委託することもできる(同上「企業法实施条例」第62条、同上書、69～70頁、同上邦訳書、155頁)。

合弁企業が生産した製品は自主的に輸出することができるが、国が輸出許可証の受領を義務づけているものについては、合弁企業は当該企業の年度輸出計画に従って、半年に1回許可を申請する(同「企業法实施条例」第63条、同書、70頁、同邦訳書、155頁)。

合弁企業の輸出製品価格は、合弁企業が独自に決め、企業主管部門と物価管理部門に届け出る(同「企業法实施条例」第66条、同書、70頁、同邦訳書、156頁)。

付表11 国内販売

① 合弁企業の生産する商品が、中国で差迫って必要であるか、又は輸入しなければならないものである場合には、中国国内市場での販売を主とすることができる(同上「企業法实施条例」第61条、同上書、69頁、同上邦訳書、155頁)。

② 合弁企業が中国で製品を販売するときは、下記の方法をとる。

③計画分配に属する物資は、企業主管部門を通じて物資管理部門の分配計画に組み入れ、計画に従って指定の需要家に販売する、④物資・商業部門が取り扱う物資は物資・商業部門が合弁企業に発注する、⑤上記2種類の計画買付以外の部分、及び上記2種類に属さない物資については、合弁企業は独自に販売し、又は関係単位に代理販売を委託する権限を有する、⑥合弁企業の輸出する製品が、中国の対外貿易公司以て輸入しなければならない物資である場合、合弁企業は中国の対外貿易会社に販売し、外貨を受取ることができる(同「企業法实施条例」第64条、同書、70頁、同邦訳書、155頁)。

③ 合弁企業が中国国内で販売する製品については、物価管理部門の許可を受け国際市場価格を参考にして価格を決めてよいものを除き、国の定めた価格をもとに品質に応じて価格を決め、人民元で受けとらねばならない。合弁企業が決めた製品販売価格は、企業主管部門と物価管理部門に届け出なければならない(同「企業法实施条例」第66条、同書、70頁、同邦訳書、156頁)。

付表12 外国職員・労働者賃金等の送金

合弁企業の外国籍及び香港・マカオの職員、労働者の賃金その他の正当な収益は、法律に基づいて納税した後、中国国内で使用する経費を差し引いた残りの部分を、中国銀行に申請して全額送金することができる(同上「企業法实施条例」第79条、同上書、71頁、同上邦訳書、157頁)。

付表13 合弁期間

合弁企業の合弁期間は、それぞれの業種と事業の具体的状況に基づき、合弁各方当事者が協議して決定する。一般の事業の合弁期間は原則的に10年ないし30年とする。投資が大きく、工期が長く、資本利益率の低い事業は、合弁期間を30年以上にしてもよい(同上「企業法实施条例」第100条、同上書、73頁、同上邦訳書、159頁)。

付表14 外国企業の各種利息所得に対する所得税減免

- ① 外国の会社（公司）、企業及びその他の経済組織が、1983年から1985年の期間に、中国の公司、企業と信用供与契約あるいは貿易契約を締結し、貸付金、立替金、延べ払いを提供し取得した利息は、契約有効期間にあっては、納入すべき所得税を10%に減額できるものとする（脚注 <51>、同「規定」第1条、同『年鑑』、III-71、同邦訳書、190頁）。
- ② 外国企業所得税法と施行細則においてすでに免税を規定しているものを除いては、下記条項の利息所得も所得税を暫定的に免税できるものとする。
- ③ 外国銀行がインターバンクレートによって、中国の銀行に貸与して得た貸付金の利息所得
 国務院あるいは国務院から権限を付与された単位の承認をうけ、外国為替業務を対外的に取扱う信託投資公司是、前項の規定に準じて処理できるものとする。
- ④ 外国銀行が銀行間の貸付利率より高率でない利率で、中国海洋石油総会社に貸し与えた貸付金の利息所得
- ⑤ 中国の公司、企業、事業単位が技術、設備及び商品を輸入するとき、相手側が政府系金融機関のサプライヤーズクレジットの供与を受けた際、そのサプライヤーズクレジットの利率が、中国側のバイヤーズクレジットの利率より高くない利率で、延べ払いにより売方に支払われる利息
- ⑥ 外国銀行及び個人が、中国国家銀行に預金し、預金の利率が、その外国銀行及び個人の所在国の預金利率より低い利息
- ⑦ わが国の公司、企業に設備及び技術を提供し、中国側が生産物を売渡しあるいは生産物を引渡しするなどの物品提供方式で償還する元金と利息、または委託加工費、ノックダウン費により支払われる元金と利息（同「規定」第2条、同『年鑑』、III-71~72、同邦訳書、190頁）
- ⑧ 外国のリース会社が、1983年から1985年の期間に、リース貿易方式で中国の公司、企業に設備物件を提供したとき、設備金額を控除して得たリース料は、契約有効期間内においては、納入すべき所得税率を10%に減額できるものとする。
- リース料に含まれる利息が、リース契約書及び支払利息の証明書を提出でき、その利率が上記⑦項の規定に合致していることを証明できるならば、利息控除後の残額に対して10%の税率で所得税の納入を認めることとする。
- 生産物の売り渡しあるいは生産物の引き渡しなどの物品提供方式によって取得したリース料は、所得税を免除できる（同「規定」第3条、同『年鑑』、III-72、同邦訳書、190頁）。
- ⑨ 承認を得て中国国内に常駐代理機構をもつ外国の銀行で、常駐機構が直接中国の公司、企業と契約を締結し、貸付金を提供して得た利息は、関係のあるコスト費用の控除を認めることとする。計算の便のため暫定的に、利息収入額の15%を課税所得金額とし、外国企業所得税法第3条、第4条の規定する税率にもとづいて、所得税を納入できるものとする（同「規定」第4条、同『年鑑』、III-72、同邦訳書、190頁）。
- ⑩ 所得税の免除を受けようとするものはすべて、預金の吸収、貸付金および立替金の受入、延べ払いの引受け、債券発行をおこなった中国公司、企業から関連あるとりきめ、契約及び利率の資料を現地の税務機関に提出し、審査決定を受けなければならない（同「規定」第5条、同『年鑑』、III-72、同邦訳書、191頁）。